



# いなざわ男女共同参画プランⅢ



©稲沢市 いなっピー

令和3年3月  
稲 沢 市



## はじめに

本市では、平成11年に、“ともにつくる明日のいなざわ「いなざわ男女共同参画プラン」”を策定して以降、平成19年には、「いなざわ男女共同参画プランⅡ～みなが個性輝く明日へ～」を策定し、平成23年に第1次中間改定、平成28年には第2次中間改定を行い、男女共同参画社会の実現を目指して様々な施策を推進してまいりました。



この間、国においては、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、働く場において女性が活躍できるような環境整備の促進が定められ、女性の活躍に対する期待が高まってきています。

平成28年には、働き方改革担当大臣が誕生し、女性の活躍推進に欠かせない男性中心型の労働慣行の見直しとして、長時間労働の是正に向けた取組が行われるとともに、男性の家事・育児・介護への参加促進に向けた取組が進められているところです。

また、度重なる災害の経験から、防災・復興分野における男女共同参画の重要性が広く認識されるようになりました。

さらには、性的マイノリティの人々の偏見や理解不足によって、生活上の困難に直面している問題が大きく取り上げられ、男女だけではなく多様な性への理解が求められるようになりました。

こうした国の動きや、本市の現状を踏まえ、これまでの理念を継承しつつ、性的少数者への理解、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした多様で柔軟な働き方など、新たな課題に対応した「いなざわ男女共同参画プランⅢ」を策定しました。

このプランでは、基本理念となる「男女にかかわらず個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現」に向けて事業を展開してまいりますので、市民の皆様をはじめ、関係者の皆様の更なる御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに、プラン策定にあたり、御尽力いただきました男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査などを通じて貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆様ならびに関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

稲沢市長 加藤 錠 司 郎

# 目 次

<b>第 1 章 プランの策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 プラン策定の趣旨 .....	1
2 プラン策定の背景 .....	2
3 プランの期間 .....	4
4 プランの位置づけ .....	5
<b>第 2 章 稲沢市の現状と課題</b> .....	<b>6</b>
1 人口の状況 .....	6
2 男女共同参画に関する意識等 .....	9
3 就業の状況 .....	13
4 政策・方針決定過程への女性の参画状況 .....	15
5 地域活動への女性の参画状況 .....	16
6 様々な困難を抱える人の状況 .....	17
7 健康に関する状況 .....	20
8 ワーク・ライフ・バランスに関する状況 .....	21
9 女性に対する暴力の状況 .....	23
10 いなざわ男女共同参画プランⅡの評価 .....	25
<b>第 3 章 プランの基本的な考え方</b> .....	<b>27</b>
1 基本理念 .....	27
2 基本目標 .....	28
3 プランの体系 .....	30
<b>第 4 章 施策の展開</b> .....	<b>31</b>
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識の向上 .....	31
1 男女共同参画の理解の促進 .....	31
2 男女共同参画に関する教育・学習の充実 .....	32

基本目標Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の推進	33
1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	34
2 安心して子育て・介護ができる環境整備	34
3 女性への就労支援	35
4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	36
5 地域活動における男女共同参画の推進	37
基本目標Ⅲ 男女共同参画の視点に立った環境の整備	38
1 生活上の困難を抱える人々への支援	38
2 生涯を通じた健康づくりの支援	39
基本目標Ⅳ 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	40
1 DV等に関する啓発活動の推進	40
2 DV等相談体制の充実	41
3 DV被害者の保護・自立に向けての支援の充実	41
<b>第5章 プランの推進</b>	<b>42</b>
1 推進体制	42
2 進行管理	43
3 数値目標一覧	44
<b>参考資料</b>	<b>45</b>
1 男女共同参画社会基本法	45
2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	49
3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	59
4 稲沢市男女共同参画審議会設置要綱	68
5 稲沢市男女共同参画審議会委員名簿	70
6 策定経緯	71
7 男女共同参画関係年表	72
8 用語解説	77

## 1 / プラン策定の趣旨

稲沢市では、平成 19 年に「いなざわ男女共同参画プランⅡ」（以下「プランⅡ」という。）を策定し、平成 22 年度には第 1 次中間改訂、平成 27 年度には第 2 次中間改訂を実施し、「稲沢市DV対策基本計画」を策定しました。計画の理念である「男女共同参画社会の実現」をめざし、すべての人にとって暮らしやすいまちづくりを推進するため、女性が就職・結婚・出産・子育てなど様々な転機において活躍する形を自ら選択し、職場や家庭、地域など日々の暮らしの中で多様な視点を持って活躍できる社会環境づくりとともに、重大な人権侵害であるDVの防止や被害者の支援体制の強化を図るなど、さらなる男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めております。

しかしながら、社会全体においては固定的な性別役割分担やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の存在がいまだ根強く残り、政策方針決定過程への女性の参画や男性の家庭生活への参画が十分ではありません。また、女性の就業率は増加しており、女性が仕事をするということについて肯定的な意見が多いものの、男女共同参画を進めていくためには、ワーク・ライフ・バランスの実現も課題として残されています。

また、新型コロナウイルス感染拡大により、「新しい生活様式」等、人々の生活や暮らし方の見直しが進んでおり、事業所においても、テレワークの導入やオンラインの活用とともに多様で柔軟な働き方が広がりつつあります。一方で、コロナ禍による社会変動及び経済的打撃は社会的弱者の生活基盤を脅かしています。また、DV被害者の中には、コロナ禍で相談できず悩みを抱え込んでいる人も多いことが指摘されています。

今後は、こうした課題を踏まえ、社会における多様な価値観の尊重、働き方・暮らし方の改革、男女共同参画のさらなる推進を進めていくために、アンコンシャス・バイアス等の解消、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、家庭・地域・企業等のあらゆる場における課題を解決することが必要となっています。さらに、深刻化するDVや女性に対する暴力の被害者への支援に向けて、相談体制を含めた取組の充実が必要です。

本市ではこうした現状を踏まえて、これまでの取組を継承しつつ、社会情勢の変化等による新たな課題に対応するため、「いなざわ男女共同参画プランⅢ」を策定します。

## 2 プラン策定の背景

### (1) 世界の動き

世界では、国際連合が提唱した昭和 50 年の国際婦人年に開催された国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における世界行動計画の採択をはじめ、昭和 51 年から始まる「国連婦人の 10 年」に続くさまざまな取組が行われてきました。昭和 54 年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、日本も昭和 60 年に批准しました。

平成 7 年に開かれた第 4 回世界女性会議では「北京宣言及び行動綱領」を採択、12 の重大問題領域を設定し、平成 12 年の国連特別総会（女性 2000 年会議）、平成 27 年の第 59 回国連婦人の地位委員会においては、これまでの取組状況に関するレビュー、広報・啓発等の活動を行っています。

また、平成 27 年には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の目標と 169 のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs）」（以下「SDGs」という。）が掲げられました。

「SDGs」は、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール（目標）、ターゲットを設定していますが、17 の目標の中には、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画に関係が深い目標が盛り込まれています。

#### 持続可能な開発目標（SDGs）



## (2) 国の動き

国は、平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、男女共同参画社会形成についての基本理念や国、自治体、国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国における最重要課題として位置づけています。この基本法に基づき、平成 27 年 12 月に「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として掲げ、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じて積極的な女性採用・登用を進めることとしました。

また、平成 28 年 4 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が施行され、女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備する新たな段階に入りました。

令和 2 年 1 2 月 25 日には「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。その中で、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえた目指すべき社会として改めて以下の 4 つを提示し、その実現を通じて、基本法がめざす男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

## (3) 愛知県の動き

愛知県は、平成 13 年 3 月に、県における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」を策定しています。また、平成 14 年 4 月には、「愛知県男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画社会を形成するための様々な施策を総合的・計画的に推進してきました。



その後、平成18年10月には「あいち男女共同参画プラン21」を改訂し、平成23年3月には「あいち男女共同参画プラン2011ー2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、着実に取組を進めてきました。

平成28年3月には、「あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を策定し、重点目標として「男女共同参画社会に向けての意識改革」、「あらゆる分野における女性の活躍の促進」、「安心して暮らせる社会づくり」を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組を効果的に進めています。

令和2年度で「あいち男女共同参画プラン2020」の計画期間が終了することから、令和2年11月に「次期あいち男女共同参画プラン（仮称）の基本方向について」が愛知県男女共同参画審議会から答申されました。その後、この答申を踏まえ「あいち男女共同参画プラン2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～（案）」が示され、その中で、「あらゆる分野における女性の躍進の促進」、「男女共同参画社会に向けての意識改革」「安心して暮らせる社会づくり」の3つを重点目標とし、また、新たに基本的施策としまして「男女共同参画の視点からの防災の取組」が盛り込まれています。

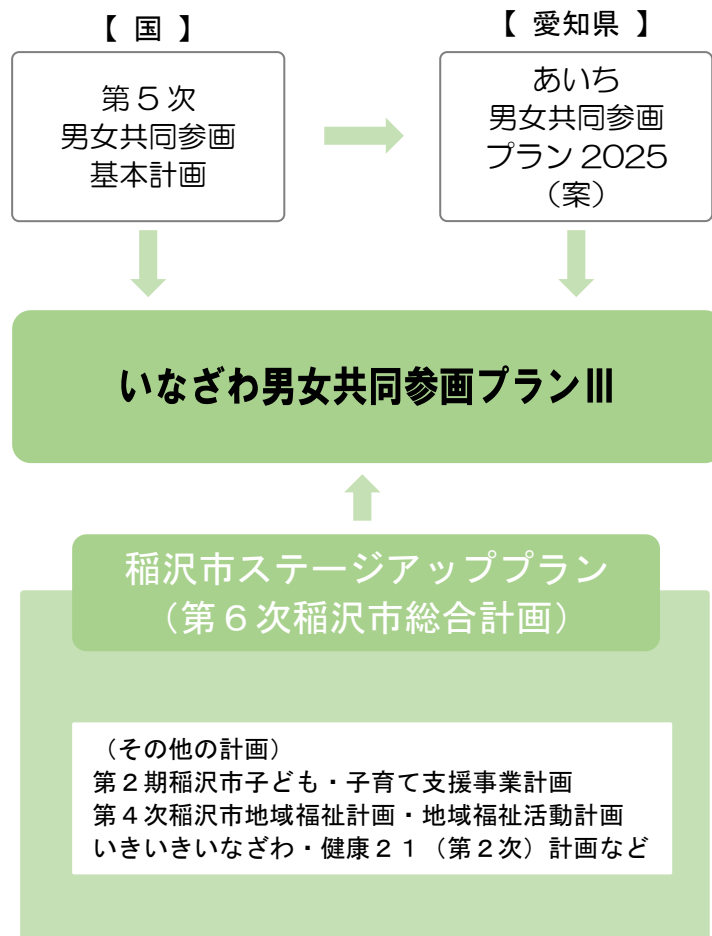
### 3 プランの期間

計画期間は、令和3年度から令和9年度までの7年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。

平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
いなざわ男女共同参画プランⅡ 第2次中間改訂					いなざわ男女共同参画プランⅢ						

## 4 プランの位置づけ

- 本プランは、基本法第14条第3項に基づく計画であり、本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- 本プランは、「稲沢市ステージアッププラン（第6次稲沢市総合計画）」を上位計画とし、「第4次稲沢市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「第2期稲沢市子ども・子育て支援事業計画」、「いきいきいなざわ・健康21（第2次）計画」などの関連計画との整合性を図っています。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」及び愛知県の「あいち男女共同参画プラン2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～（案）」と整合性に配慮した計画としています。
- 本プランの一部は、女性活躍推進法第6条第2項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画として位置づけます。
- 本プランの一部は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する計画として位置づけます。



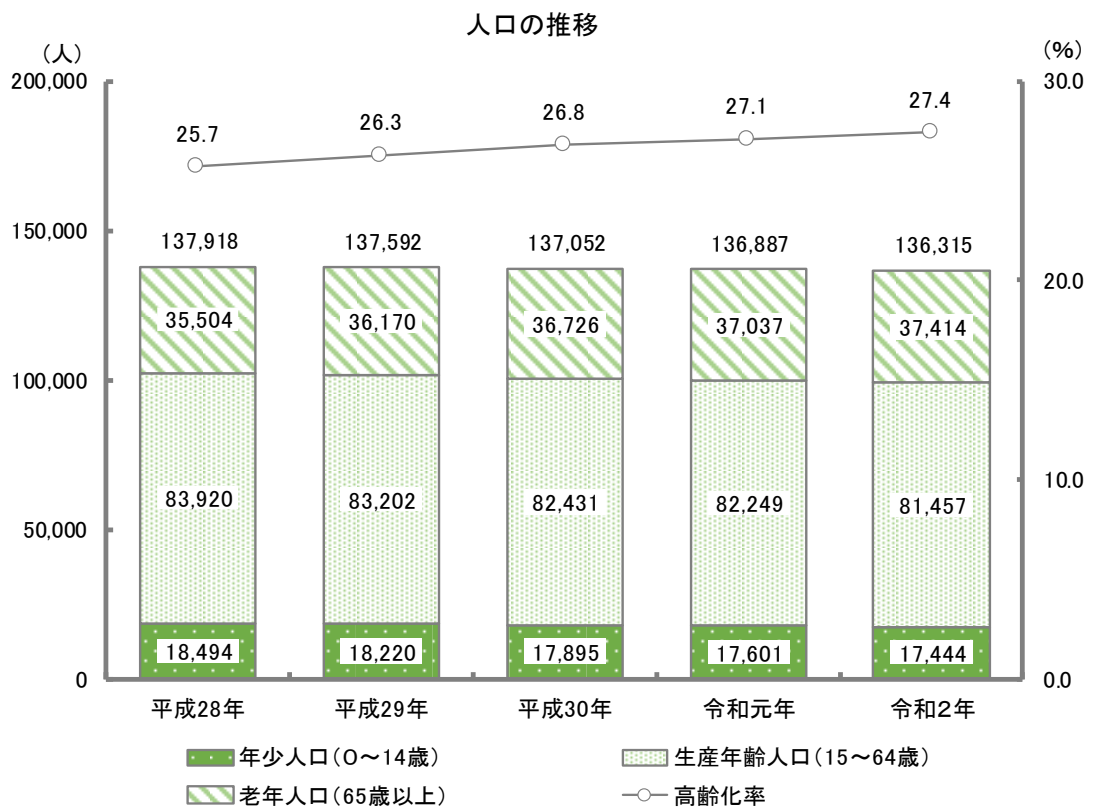
## 第2章

# 稲沢市の現状と課題

## 1 人口の状況

### (1) 人口の推移

本市の人口の推移をみると、年々減少しており、令和2年の人口は136,315人となっています。

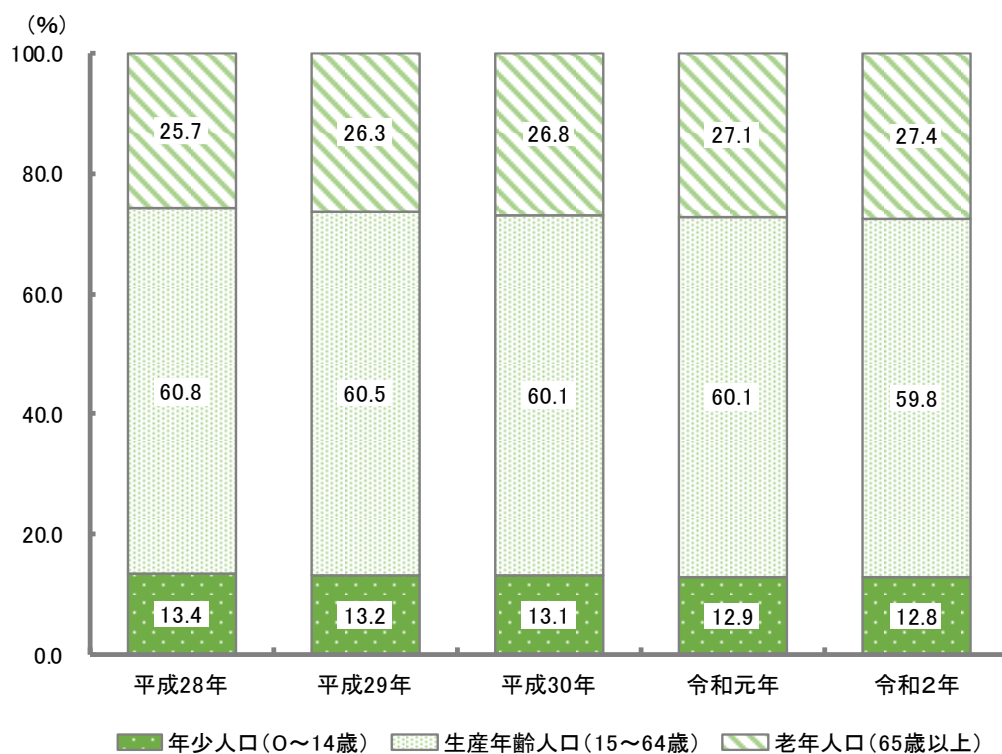


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

## (2) 年齢別3区分別人口割合の推移

年齢別3区分別人口割合の推移をみると、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)の割合は、ともに減少している一方で、老年人口(65歳以上)の割合は年々増加しており、令和2年で27.4%となっています。

年齢別3区分別人口割合の推移



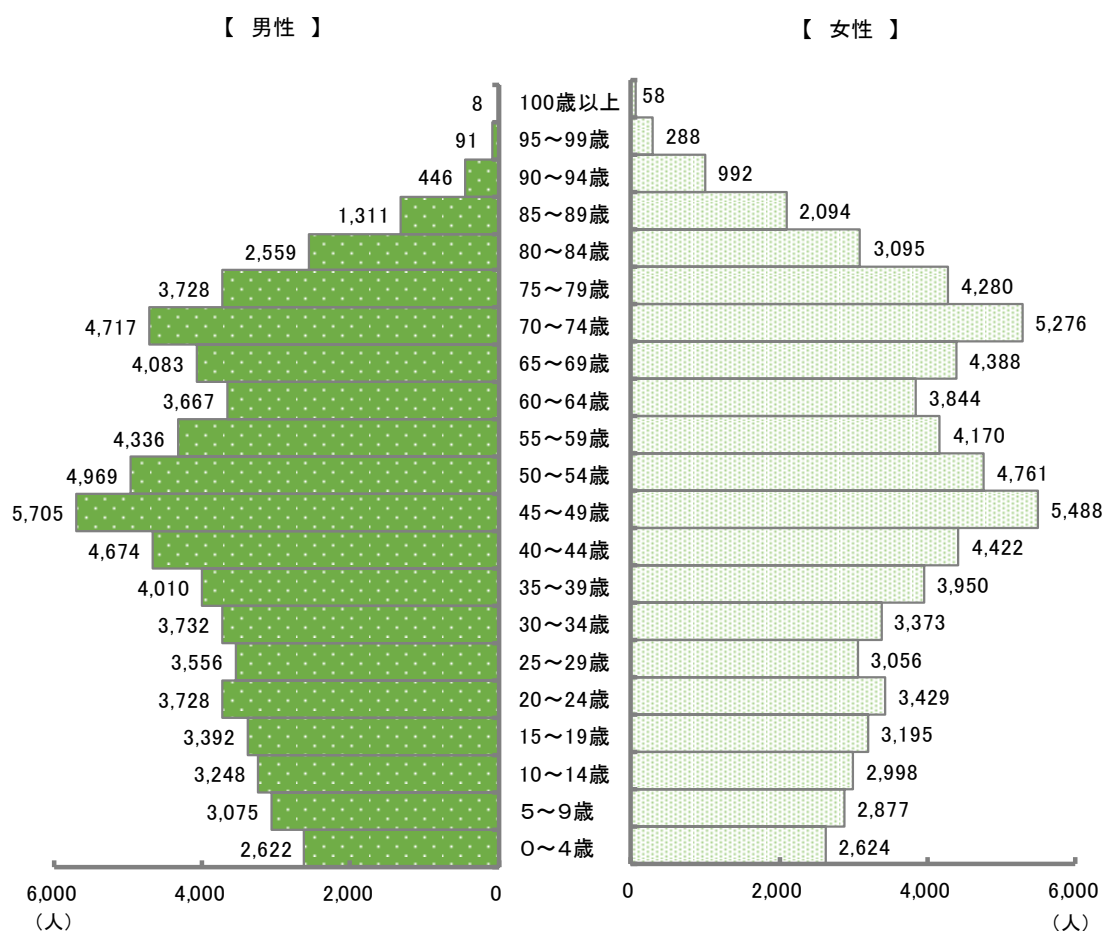
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

### (3) 人口ピラミッド

人口ピラミッドをみると、令和2年10月1日現在で最も多い年齢層が、45歳から49歳のいわゆる「団塊ジュニア」と呼ばれる層で、次に70歳から74歳のいわゆる「団塊の世代」が多くなっています。

0歳から14歳の「年少人口」は年齢が低くなるに従って、少なくなっていることがわかります。

人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和2年10月1日現在）

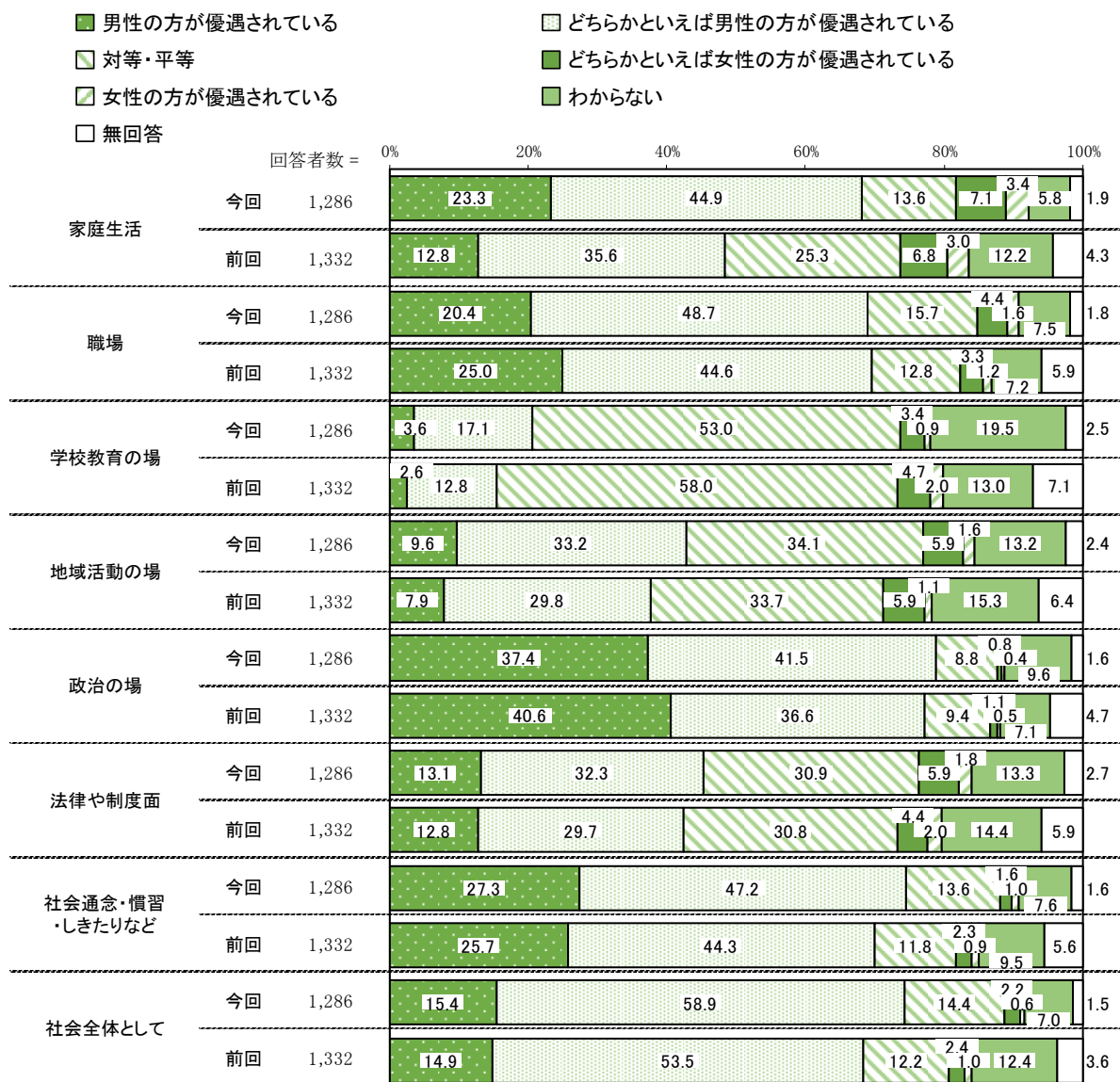
## 2 男女共同参画に関する意識等

### (1) 男女の地位の平等感

本市では、【職場】を除いて、“男性優遇”（「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合が前回より高くなっており、なかでも【家庭生活】で“男性優遇”が19.8%、前回調査よりも高くなっています。

また、すべての分野で、“男性優遇”と回答した人の割合が、男性よりも女性の方が高い割合となっており、女性の方がより“男性優遇”の意識が強いことがうかがえます。

男女の地位の平等感（総数）



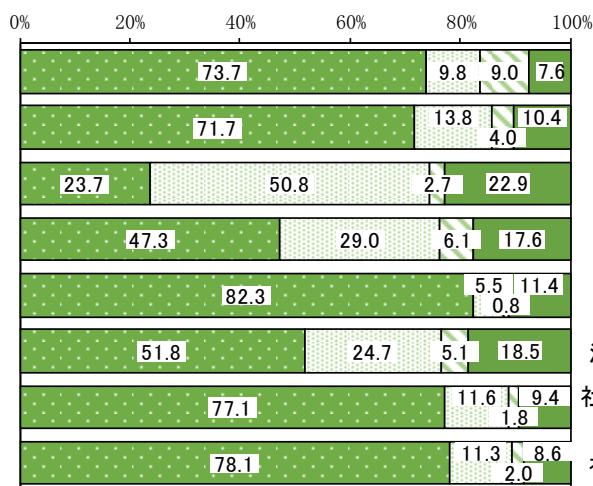
資料：稲沢市男女共同参画意識に関する市民アンケート調査（令和元年、平成26年）

## 男女の地位の平等感（性別）

### 男女の地位の平等感（女性）

（回答者数=744）

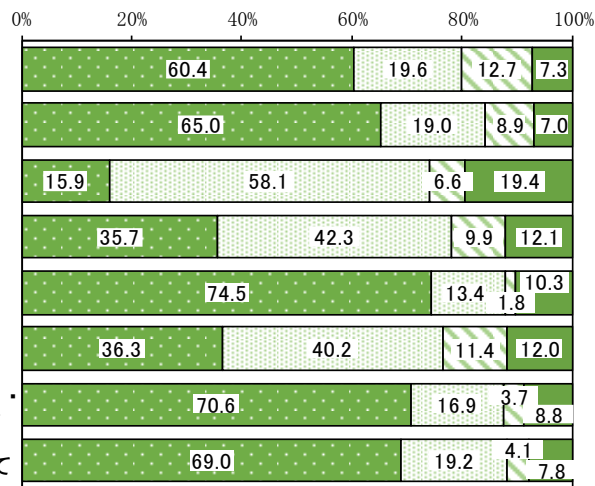
■ 男性の方が優遇されている  
■ 女性の方が優遇されている



### 男女の地位の平等感（男性）

（回答者数=515）

■ 対等・平等  
■ わからない・無回答



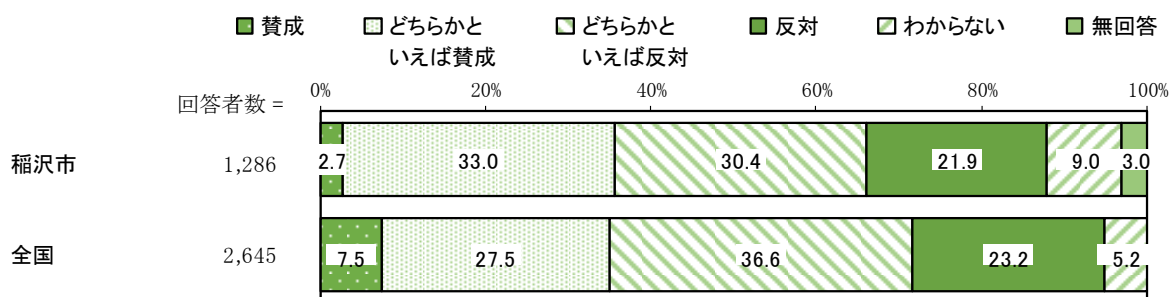
資料：稲沢市男女共同参画意識に関する市民アンケート調査（令和元年）

## （２） 固定的役割分担意識

本市では、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方に、「反対」（「反対」、「どちらかといえば反対」と回答した人の割合は 52.3%で、「賛成」（「賛成」、「どちらかといえば賛成」と回答した人の割合は 35.7%となっており、「反対」が「賛成」を大きく上回っています。また、過去の調査と比較しても、「反対」と回答した人の割合は大きく増えています。

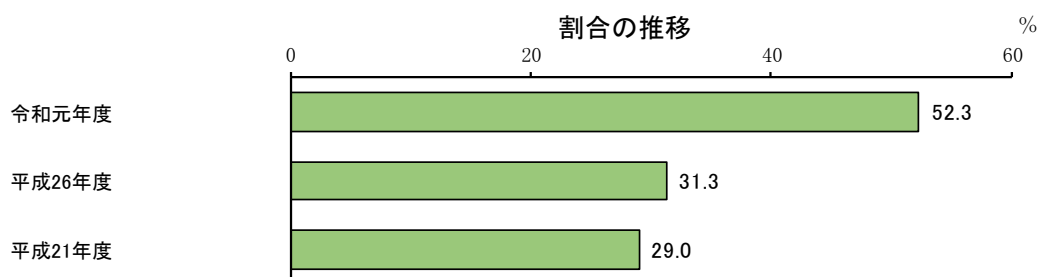
一方で、全国との比較では、「反対」と回答した人の割合は低く、また、女性が職業を持つことについての考え方においては、本市では「ずっと仕事を持ち続ける方がよい」と回答する人の割合が全国よりも低く、「子どもができれば仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と回答した人は高くなっていることから、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。

### 「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方に対する意識



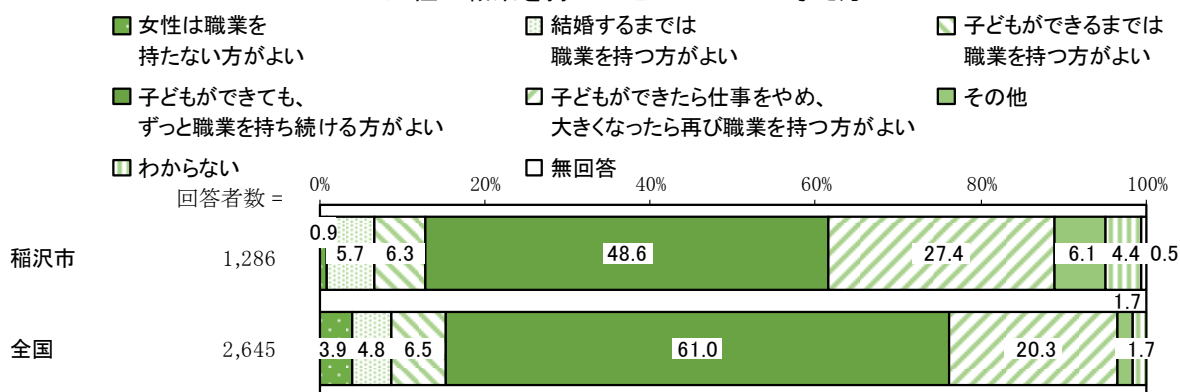
資料：稲沢市男女共同参画意識に関する市民アンケート調査（令和元年）  
内閣府男女共同参画社会に関する世論調査（令和元年）  
※全国は「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対する意識

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方に  
「反対」、「どちらかといえば反対」の人の



資料：稲沢市男女共同参画意識に関する市民アンケート調査

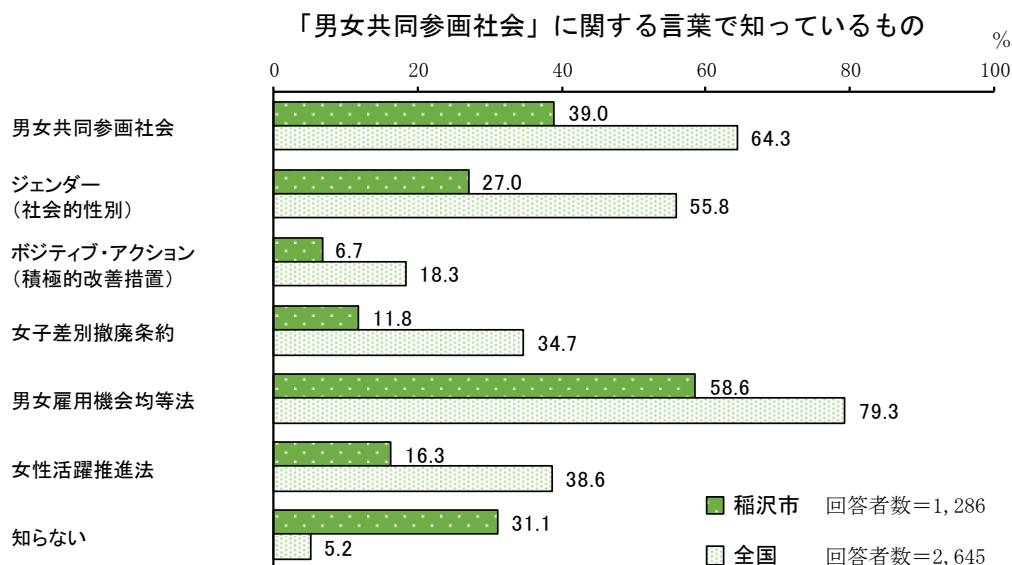
女性が職業を持つことについての考え方



資料：稲沢市男女共同参画意識に関する市民アンケート調査（令和元年）  
内閣府男女共同参画社会に関する世論調査（令和元年）

（3）「男女共同参画社会」に関する用語の認知度

本市では、全国と比べ、「男女共同参画社会」に関する様々な用語の認知度が低く、中でも「知らない」と回答した人の割合が3割を超えており、「男女共同参画社会」に関する様々な言葉に関する認知度が不足している現状がうかがえます。



資料：稲沢市男女共同参画意識に関する市民アンケート調査（令和元年）  
内閣府男女共同参画社会に関する世論調査（令和元年）

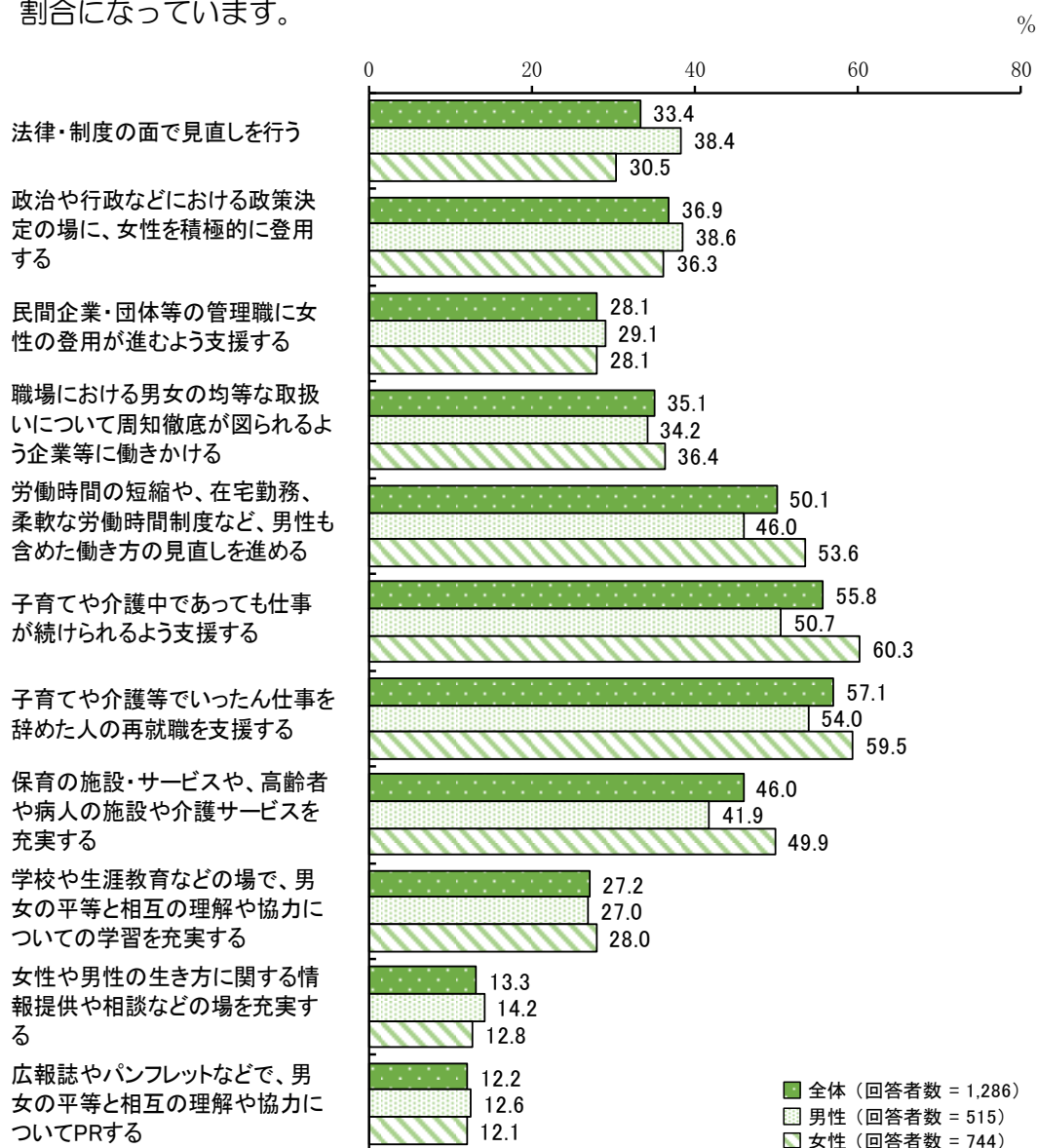
※全国の「知らない」は、「見たり聞いたりしたものはない」と「わからない」の合計



#### (4) 男女共同参画社会推進のため行政が力を入れていくべきこと

本市では、全体で「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」が57.1%と最も高く、次いで「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」が55.8%となっています。

性別で見ると、女性で「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」(60.3%)が9.6%、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」(49.9%)が8.0%、「労働時間の短縮や在宅勤務、柔軟な労働時間制度など、男性も含めた働き方の見直しを進める」(53.6%)が7.6%、男性より高い割合になっています。



資料：稲沢市男女共同参画意識に関する市民アンケート調査（令和元年）

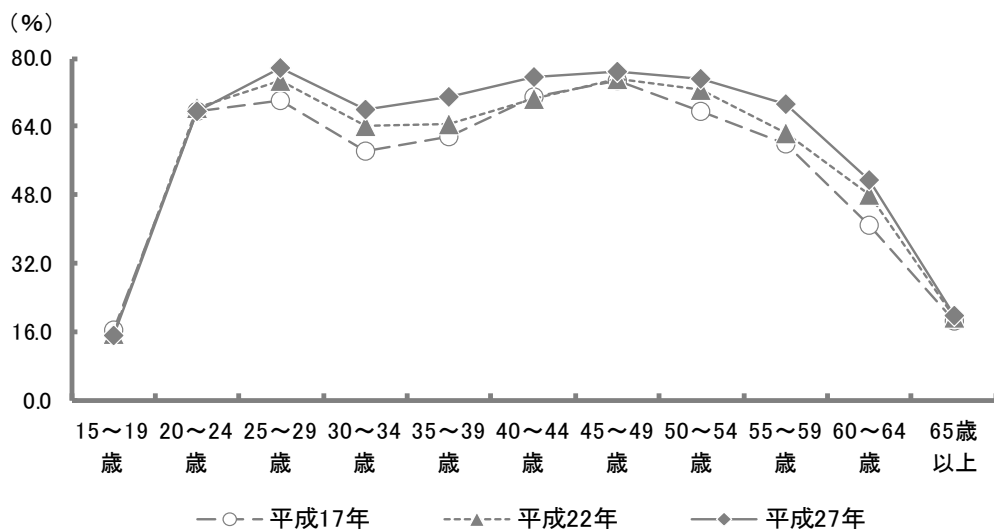
### 3 就業の状況

#### (1) 女性の年齢階級別就業率

本市の女性の年齢階級別就業率は、30歳代前半に大きく下がるM字カーブを描いていますが、その谷は経年の推移をみると浅くなってきています。

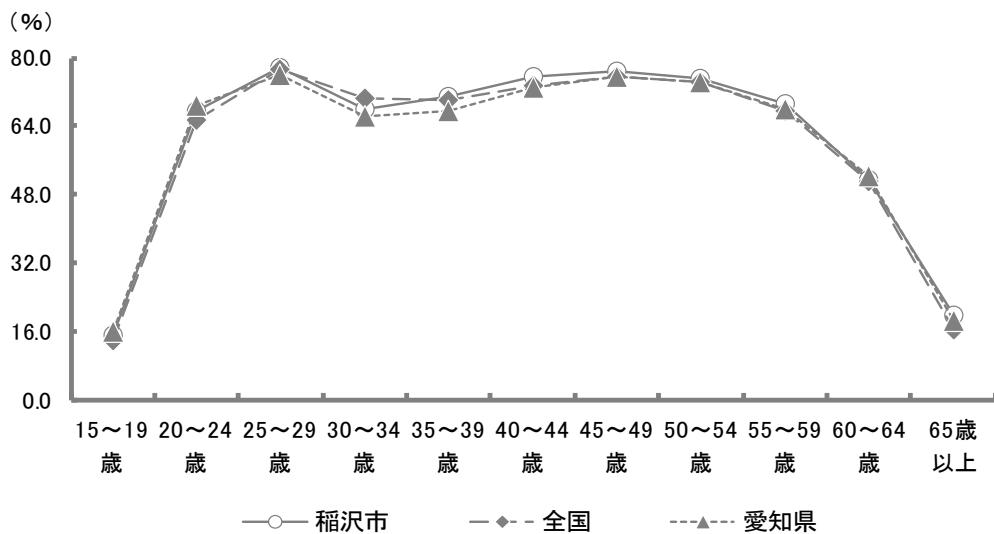
全国、愛知県との比較では、本市のM字カーブは全国よりも深く愛知県よりも浅くなっています。

女性の年齢階級別就業率の推移



資料：国勢調査

女性の年齢階級別就業率の全国、愛知県との比較

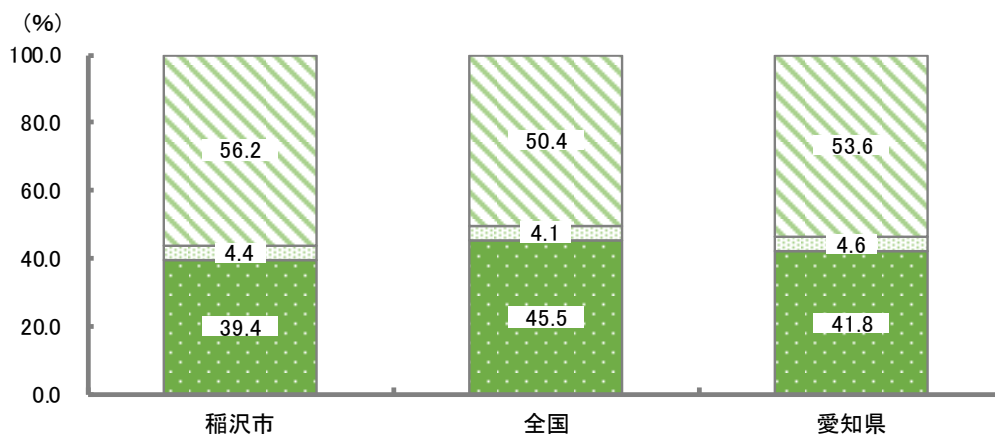


資料：国勢調査（平成27年）

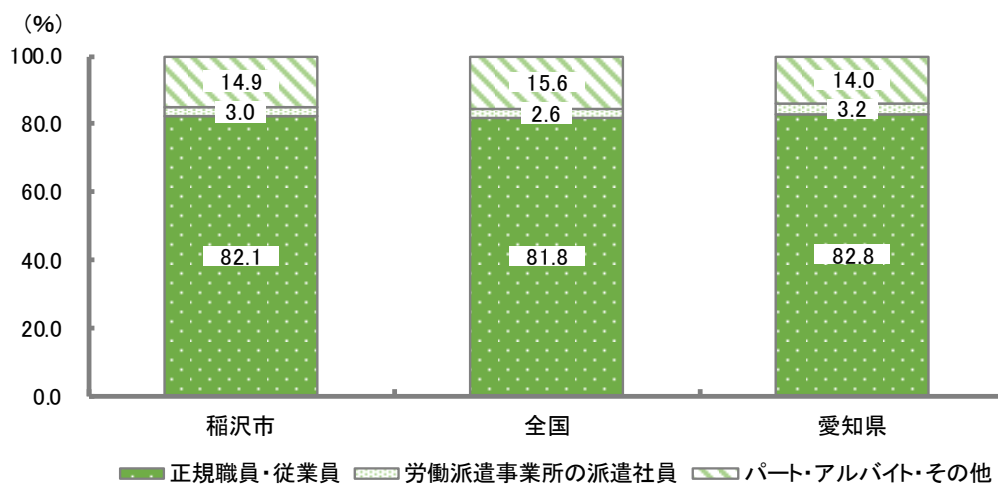
## (2) 雇用形態別雇用者割合

本市の雇用形態別雇用者割合は、女性では全国、愛知県と同様に「パート・アルバイト・その他」の割合が一番高く、「正規職員・従業員」の割合は全国、愛知県と比較して低くなっています。

雇用形態別雇用者割合（女性）



雇用形態別雇用者割合（男性）

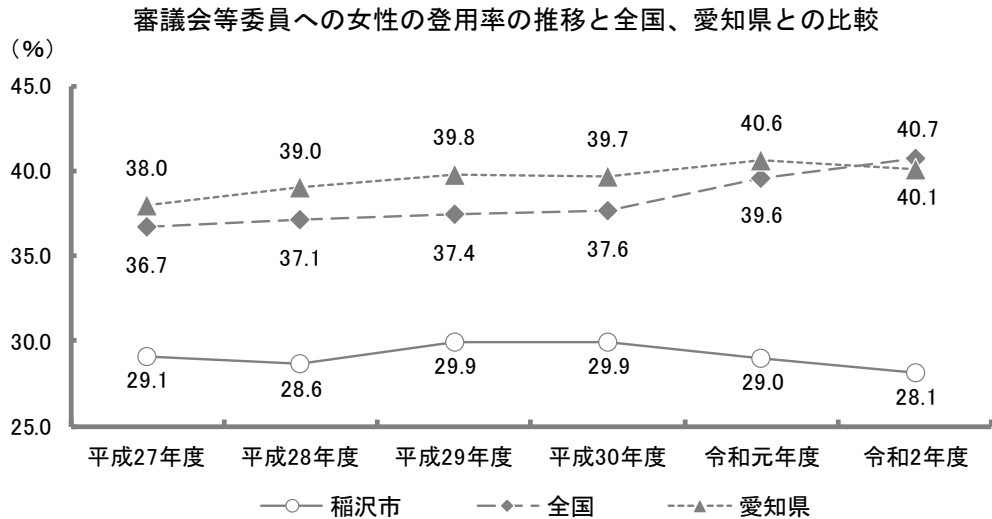


資料：国勢調査（平成 27 年）

## 4 政策・方針決定過程への女性の参画状況

### (1) 審議会等委員への女性の登用率

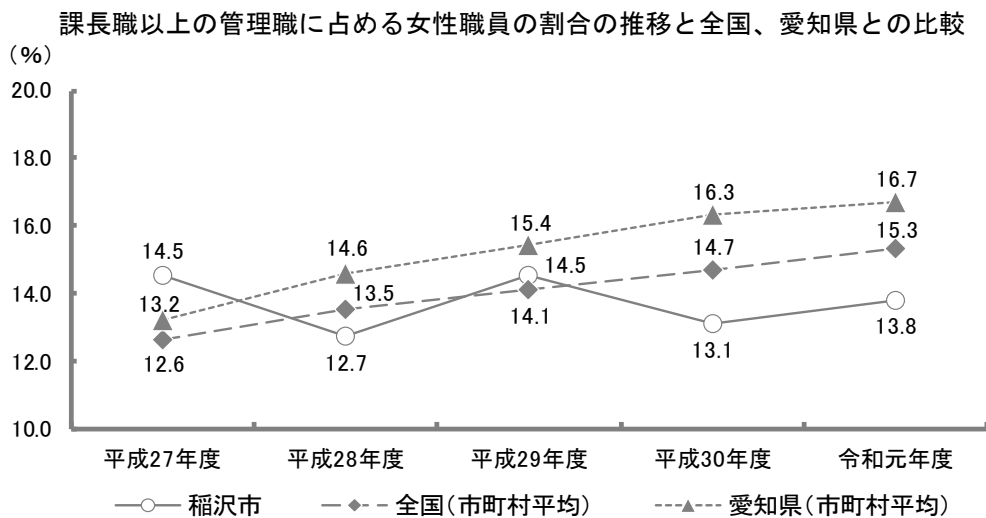
本市の審議会等委員に占める女性の割合は、平成30年度以降減少傾向にあり、全国、愛知県と比較すると低い割合となっています。



資料：稲沢市：地域協働課、愛知県：愛知県県民文化部男女共同参画推進課  
 全国：国の審議会等における女性委員の参画状況調べ

### (2) 市職員の課長職以上の管理職に占める女性職員の割合

平成27年度から5年間の本市職員の課長職以上の管理職に占める女性職員の割合は、年ごとにばらつきはあるものの、平成27年度と比較すると減少しており、全国、愛知県の市町村平均と比較すると、平成27年度と平成29年度を除いて、低い割合となっています。

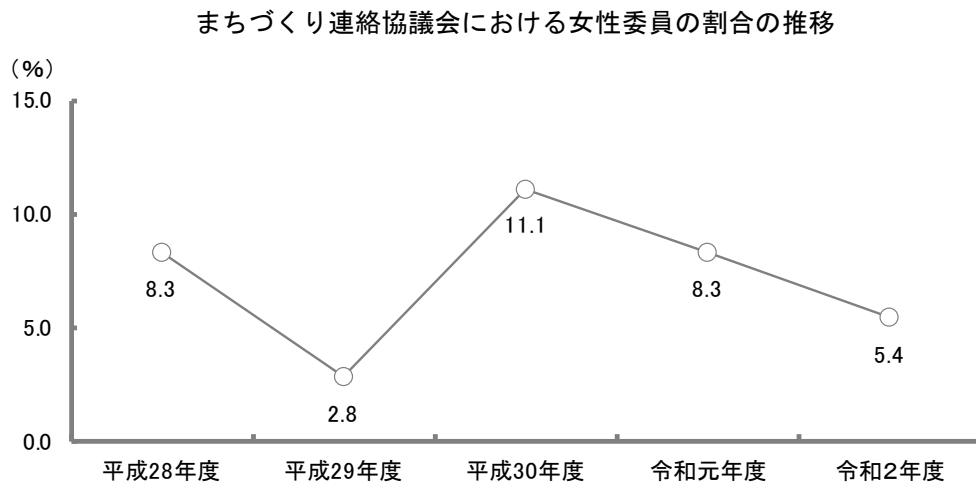


資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査

## 5 地域活動への女性の参画状況

### (1) まちづくり連絡協議会における女性委員の割合

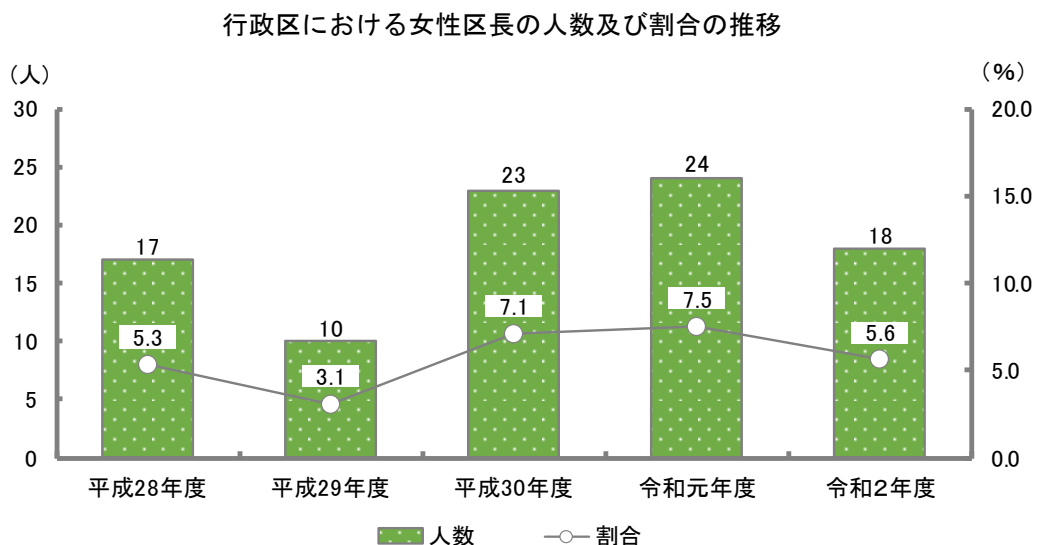
支所・市民センター地区ごとに特色ある地域活動を実施するまちづくり推進協議会の会長と副会長で組織するまちづくり連絡協議会における女性委員の割合は、低い水準で推移しています。



資料：稲沢市：地域協働課

### (2) 行政区における女性区長の割合

住民の福祉向上を図るため、行政区の代表として市から委嘱している区長のうち、女性区長の人数及び割合は、低い水準で推移しています。



資料：稲沢市：地域協働課

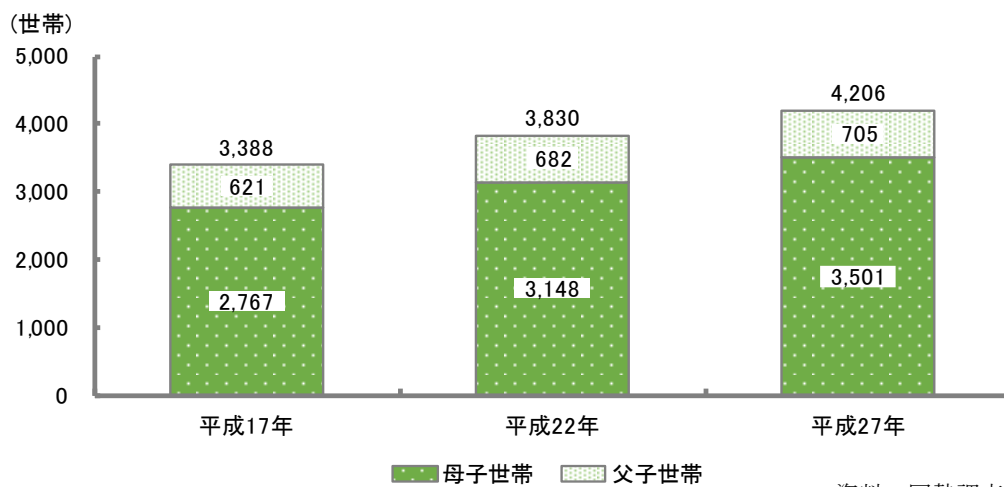
## 6 様々な困難を抱える人の状況

### (1) ひとり親家庭の世帯の状況

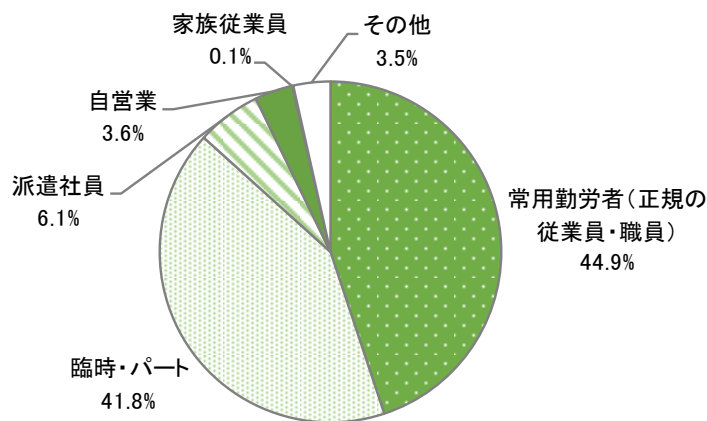
本市では、ひとり親家庭のうち8割以上が母子世帯となっています。

愛知県が実施した「ひとり親家庭等実態調査」によると、母子世帯の仕事の雇用形態は、約半数が臨時・パートや派遣社員といった非正規雇用労働者となっており、年間収入を父子世帯と比較すると、300万円未満の割合が多くなっています。

ひとり親家庭の世帯数の推移

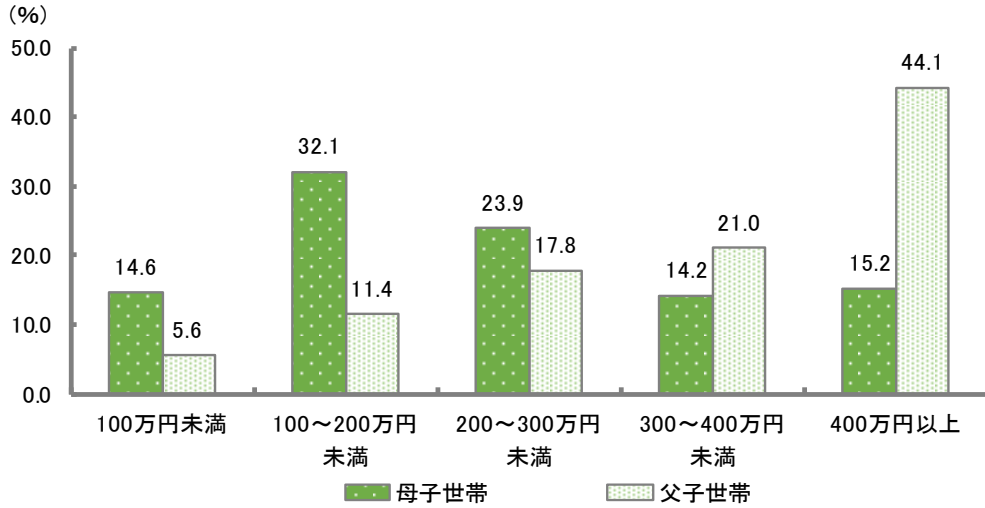


母子世帯の仕事の雇用形態



資料：平成28年度愛知県ひとり親家庭等実態調査

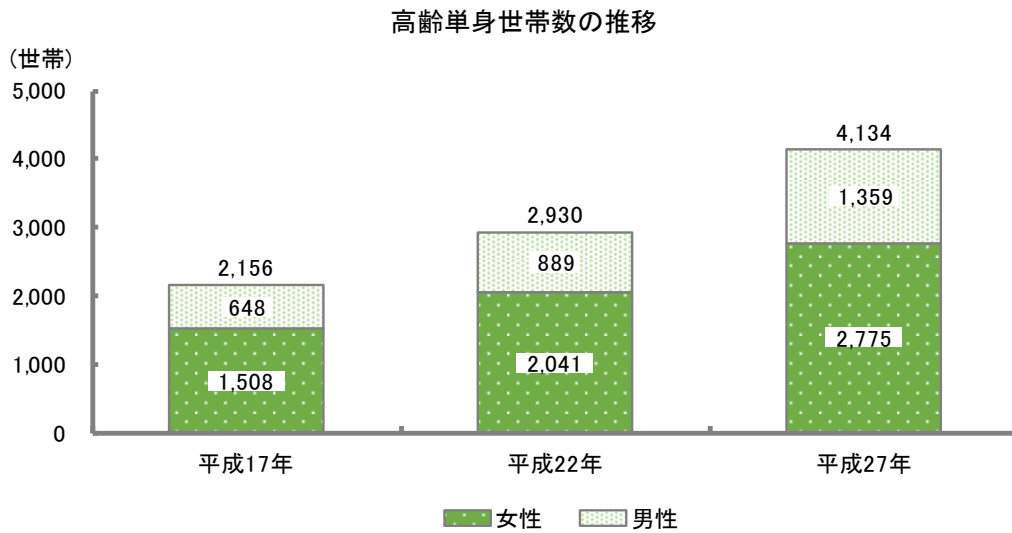
### ひとり親世帯の年間収入の構成割合



資料：平成 28 年度愛知県ひとり親家庭等実態調査

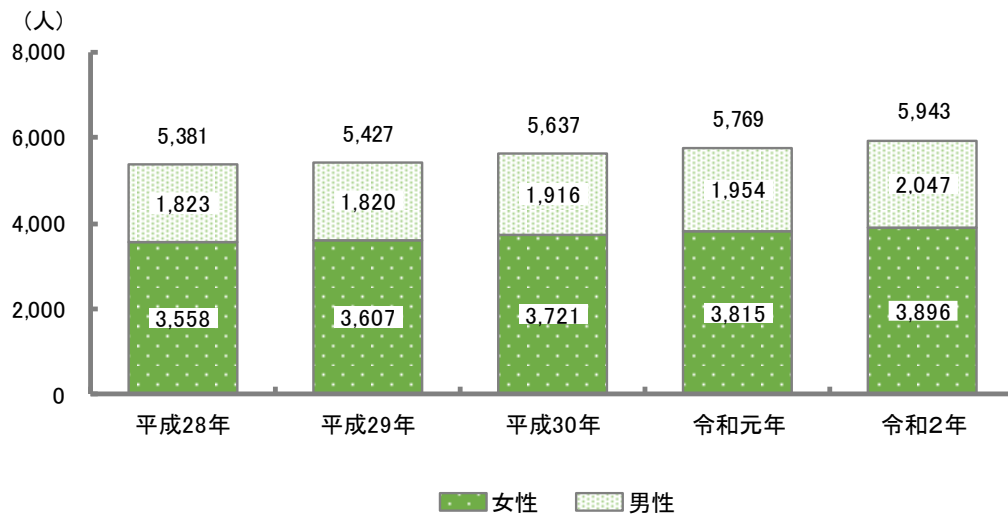
## (2) 高齢単身世帯と要支援・要介護認定者の状況

65 歳以上の高齢単身世帯と要支援・要介護認定者は年々増加しており、いずれも男性よりも女性の割合が高くなっています。



資料：国勢調査

### 要支援・要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業報告月報（各年10月1日現在）

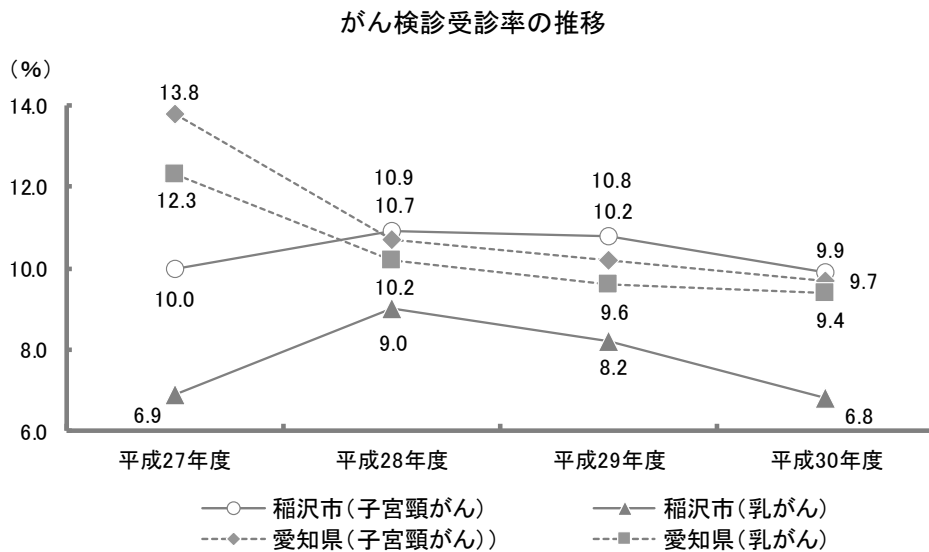


## 7 健康に関する状況

### (1) がん検診受診率

女性は妊娠・出産などの可能性があるため、男性とは異なる健康上の問題が存在します。

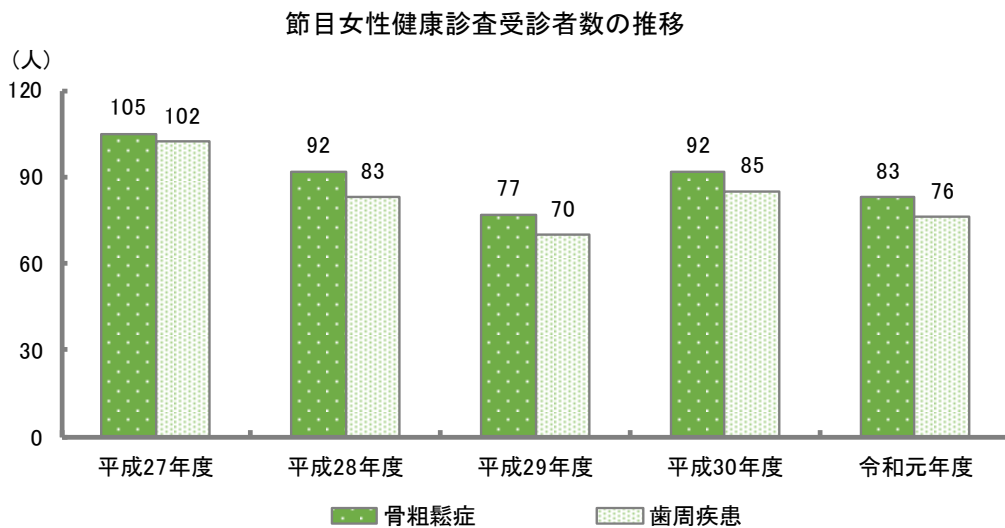
がん検診のうち、本市における女性を対象とした子宮頸がん検診、乳がん検診受診率は、いずれも低い状況で推移しています。特に、乳がんの受診率は、すべての年度で愛知県の受診率を下回っている状況となっています。



資料：稲沢市：健康推進課

### (2) 節目女性健康診査（骨・歯）の受診者数

節目女性健康診査（骨・歯）の受診者数は、年度ごとに異なるものの年間70～100人で推移しています。



資料：稲沢市：健康推進課

## 8 ワーク・ライフ・バランスに関する状況

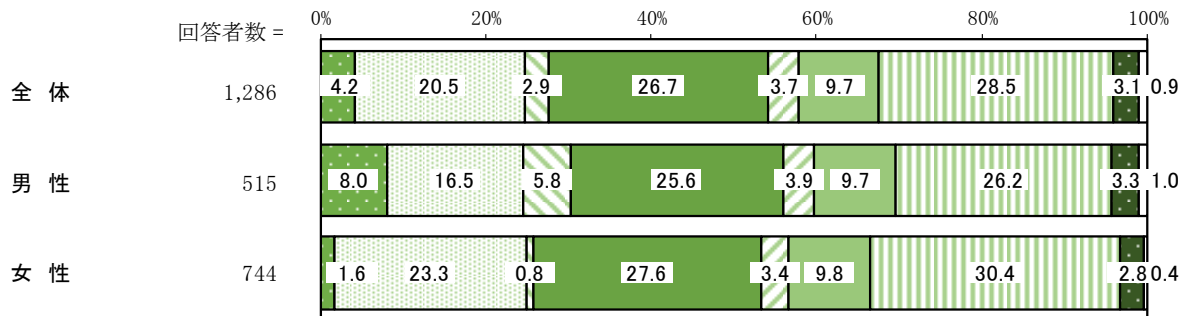
### (1) 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度（希望、現状）

生活の中での希望優先順位は、全体で「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに大切にしたい」と回答した人の割合が28.5%と最も高く、次いで「『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」が26.7%、「『家庭生活』を優先したい」が20.5%となっています。現状では、全体で「『家庭生活』を優先している」と回答した人の割合が24.9%と最も高く、次いで「『仕事』と『家庭生活』をともに優先している」が21.5%、「『仕事』を優先している」が20.4%となっています。

希望と現状を比較すると、希望優先順位が最も高い「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先にしたい」と回答した人の割合が、現状では希望よりも18.0%低く、現状として「『仕事』を優先している」と回答した人の割合が希望よりも16.2%高くなっており、仕事優先の現状がうかがえます。

現状と希望の乖離が大きい項目を男女別にみると、男性では、現状として「『仕事』を優先している」と回答した人の割合が、22.3%希望よりも高くなっており、女性では、現状として「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先している」と回答した人の割合が20.1%希望よりも低くなっています。

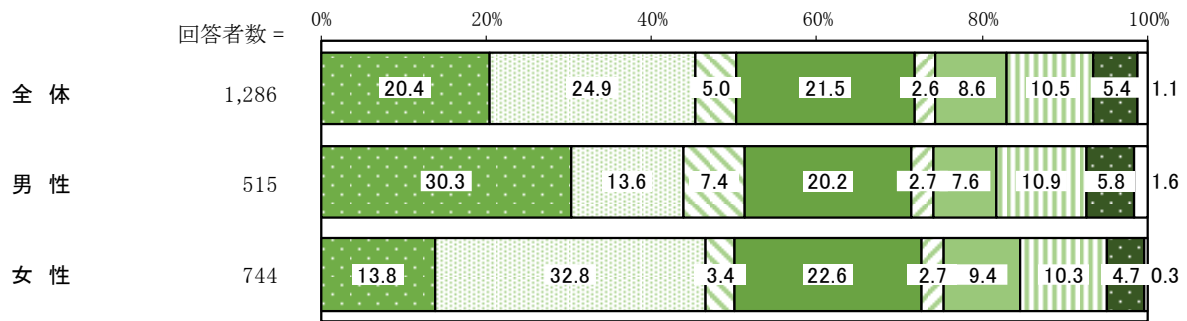
#### 【希望】



資料：稲沢市「男女共同参画意識に関する市民アンケート調査」（令和元年度）

- 「仕事」を優先したい
- 「家庭生活」を優先したい
- 「地域・個人の生活」を優先したい
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい
- 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- わからない
- 無回答

【現 状】



資料：稲沢市「男女共同参画意識に関する市民アンケート調査」（令和元年度）

- 「仕事」を優先している
- 「家庭生活」を優先している
- 「地域・個人の生活」を優先している
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
- 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- わからない
- 無回答

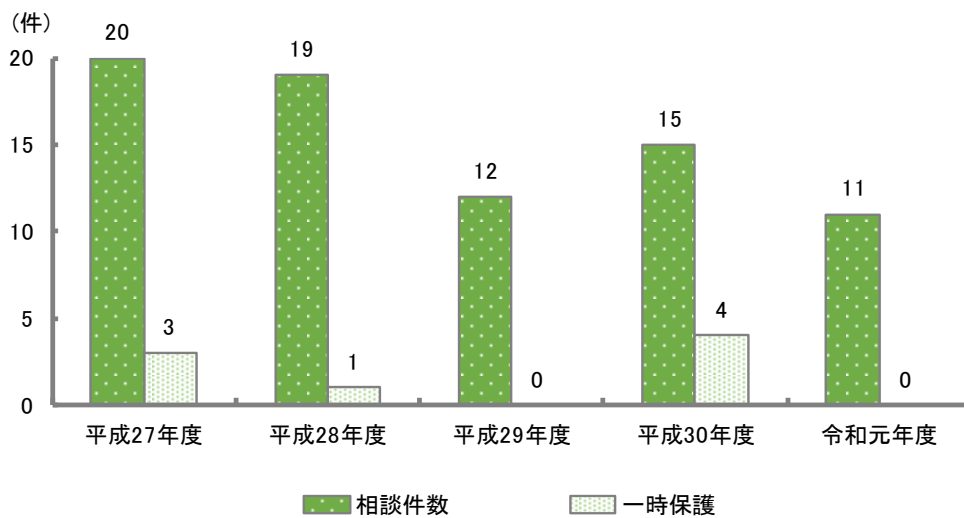
## 9 女性に対する暴力の状況

### (1) DV（ドメスティック・バイオレンス）相談、一時保護件数

令和元年度までの過去5年間における本市の「DVの相談件数」は、11件から20件の間で推移しており、一時保護件数は、0件から4件の間で推移しています。

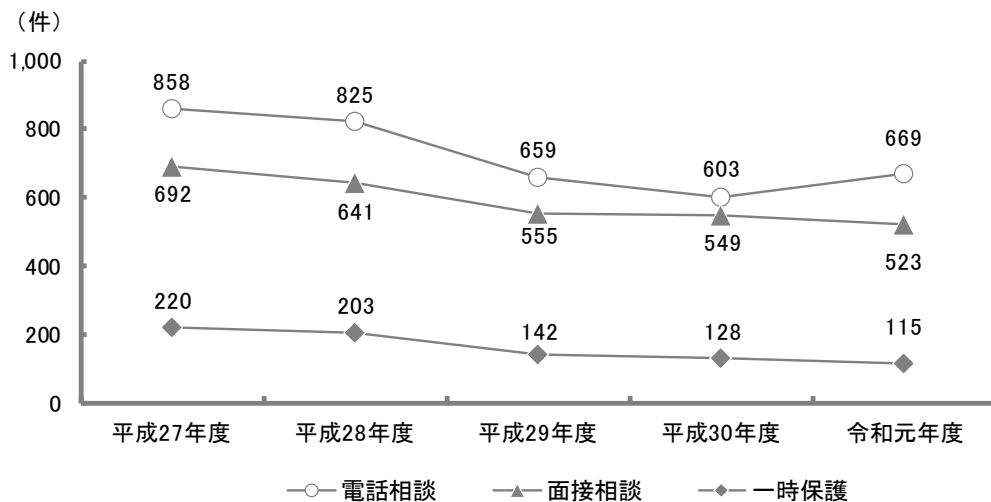
また、愛知県女性相談センターに寄せられた県全体のDVに関する相談、一時保護件数は減少傾向にあります。電話相談は令和元年度に増加しています。

DV相談、一時保護件数の推移（稲沢市）



資料：稲沢市：福祉課、子育て支援課

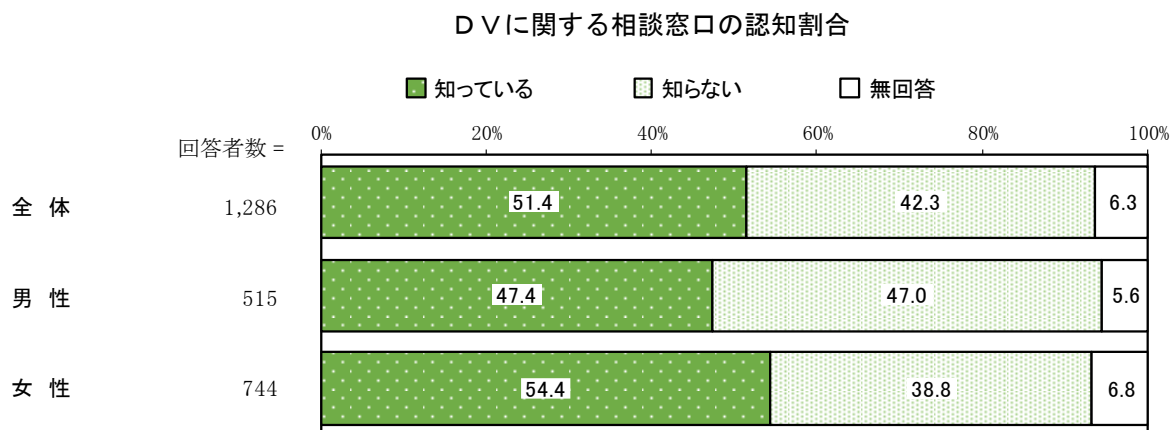
DV相談、一時保護件数の推移（愛知県）



資料：愛知県女性相談センター

## (2) DVに関する相談窓口の認知割合

本市における「DVに関する相談窓口の認知割合」は、「DVについて相談できる窓口があることを知っている」と回答した方が全体で51.4%、女性で54.4%と半数程度に留まっており、相談窓口の周知が不足していることがうかがえます。



資料：稲沢市男女共同参画意識に関する市民アンケート調査（令和元年度）

## 10 いなざわ男女共同参画プランⅡの評価

本プラン策定の参考とするため、以下のとおり「プランⅡ」で設定した数値目標の達成状況を評価しました。

- 【評価基準】 A：令和2年度の目標値をすでに達成している。  
 B：令和2年度の目標値には達していないが、プランⅡ策定時（注1）及び平成26年度の数値よりも改善（横ばい含む。）している。  
 C：令和2年度の目標値には達していないが、プランⅡ策定時又は平成26年度のどちらかの数値よりも改善している。  
 D：プランⅡ策定時及び平成26年度の数値よりも後退している。

数値目標	基準値	実績値	現況値	目標値	評価結果
	策定時	平成26年度	令和2年度 (注2)	令和2年度	
<b>基本目標Ⅰ. 男女共同参画意識の形成</b>					
基本的課題1. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の啓発					
「男女共同参画社会」という用語の周知度	52.5%	38.7%	39.0% (注3)	100%	C
基本課題2. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実.					
男女共同参画推進セミナーに参加する男性の割合	8.1%	25.5%	20.5% (注3)	35%	C
<b>基本目標Ⅱ. あらゆる分野への男女共同参画の推進</b>					
基本的課題1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大					
市の審議会等に占める女性委員の割合	21.9%	29.2%	28.1%	35%	C
農業委員に占める女性委員の割合	0%	5.6%	15.8%	9%	A
基本的課題2. 地域活動への参画促進					
まちづくり推進協議会に占める女性委員の割合	15.6%	13.9%	19.0%	25%	B
<b>基本目標Ⅲ. 少子・高齢社会に対応した福祉の充実</b>					
基本的課題1. 子育て支援の推進					
延長保育の促進	11園	29園	31園	23園	A
乳児保育の促進	11園	30園	32園	29園	A
障害児保育の促進	5園	12園	17園	12園	A
一時保育の促進	2園	6園	6園	7園	B
放課後児童健全育成事業の促進	15クラブ	27クラブ	26クラブ	38クラブ	C
市民1人当たりの都市公園面積	3.80㎡	4.93㎡	4.97㎡	5.10㎡	B

数値目標	基準値	実績値	現況値	目標値	評価結果
	策定時	平成 26 年度	令和 2 年度 (注 2)	令和 2 年度	
<b>基本的課題 2. 高齢者支援等の推進</b>					
高齢者ふれあいサロンの運営所数	8 か所	27 か所	46 か所	34 か所	A
シルバーハウジングの整備促進	0 戸	9 戸	27 戸	27 戸	A
公共施設のバリアフリーの整備	25 施設	44 施設	53 施設	48 施設	A
<b>基本目標Ⅳ. 男女平等に基づく労働環境の整備</b>					
<b>基本的課題 1. 労働環境の整備</b>					
(文書による) 家族経営協定締結 (農家) 数	21 戸	53 戸	53 戸	55 戸	B
ファミリー・フレンドリー登録企業	3 社	22 社	25 社	27 社	B
<b>基本的課題 3. 市役所における男女共同参画の推進</b>					
課長職以上の管理職に占める女性職員の割合 (一般職)	1.5%	6.8%	11.4%	12%	B
<b>基本目標Ⅴ. 男女平等の実現に向けた地域環境の整備</b>					
<b>基本的課題 2. 生涯を通じた女性の健康の支援</b>					
乳がん検診の受診率	—	6.8%	7.7% (注 3)	16.3%	C
<b>基本的課題 3. 地域における相互扶助の推進</b>					
市民活動支援センター登録団体数	—	128 団体	103 団体	180 団体	D
市民活動支援センター登録団体所属会員数	—	6,432 人	2,761 人	8,000 人	D
市民活動支援センター市民登録者数	—	20 人	11 人	25 人	D
福祉ボランティア登録者数	1,309 人	1,306 人	1,269 人	2,300 人	D

注 1 プランⅡ策定時 平成 16 年度～平成 18 年度

注 2 令和 2 年 4 月 1 日時点の数値です。

注 3 令和 2 年 3 月 31 日時点の数値です。

#### 【評価結果のまとめ】

22 ある指標のうち、A評価となったものは7指標、目標未達成ではあるものの、策定時及び平成 26 年度から改善したB評価が6指標、策定時又は平成 26 年度のどちらかの数値よりも改善したC評価が5指標という結果となっています。基本的課題の「地域における相互扶助の推進」がD評価となっており、地域活動分野における取組が課題となっています。

## 第 3 章

# プランの基本的な考え方

## 1 基本理念

市の最上位計画である「稲沢市ステージアッププラン（第6次稲沢市総合計画）」では、政策の一つとして、「男女がともに家庭生活と社会生活を両立できる環境づくりを進め、誰もが活躍できるまち」を目標に掲げています。

また、本市では「人にやさしく 活力あるまちづくり」の実現のため、市役所における女性管理職の積極登用など、「女性が輝くまち 稲沢」の推進を掲げております。

男女共同参画社会を実現していくためには、引き続き、家庭や職業生活、地域社会などにおける男女共同参画の意識啓発や女性の社会参加の促進に努めなければなりません。

本プランにおいては、プランⅡの基本理念である「男女共同参画社会の実現」を具体化し、「男女にかかわらず 個性と能力を発揮できる 男女共同参画社会の実現」を掲げ、引き続き、男女共同参画社会の実現を目指します。

### 基本理念

**男女にかかわらず  
個性と能力を発揮できる  
男女共同参画社会の実現**



## 2 基本目標

本プランでは、基本理念である「男女にかかわらず 個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現」のため、4つの基本目標を掲げます。基本目標ごとに数値目標を設定し、達成状況を評価することで実効性を担保します。

### I 男女共同参画社会に向けた意識の向上

固定的な役割分担意識は個人の生き方を制約し、個性や能力の発揮を妨げる大きな要因となります。それらを解消していくためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しい認識をもち、その必要性を理解した上で自らの意識を変えていくことが求められます。

そのため、男女共同参画に関する学習機会や情報の提供を行い、男女共同参画への理解や関心を高めるとともに、家庭や職場、学校での男女共同参画意識の向上が図れるよう啓発を行っていきます。

### II あらゆる分野での男女共同参画の推進（稲沢市女性活躍推進計画）

女性も男性も、社会の一員としてあらゆる分野で個性と能力を発揮していくためには、性別に関係なく参画できる機会が保証されることが必要となります。

そのため、職場、家庭、地域社会等のあらゆる分野において、男女にかかわらず、人権が尊重され、自らの意思に基づき個性と能力を十分に発揮できる取組を支援します。

### III 男女共同参画の視点に立った環境の整備

自らの意思に基づき個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会となるためには、性別、身上、障害の有無などによって生活上様々な困難を抱える人が、安心して暮らし、その意欲と能力に応じて、様々な形で社会に参画することが必要です。

そのため、男女共同参画の視点から、性別、身上、障害の有無、さらには性的少数者（LGBT等）を含めた多様性を尊重し、個人のおかれた状況に応じた支援や理解促進のための取組を行います。また、生涯健康で暮らせるよう身体的特性やライフステージに応じた健康支援と意識啓発を行っていきます。

#### IV 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶（稲沢市DV対策基本計画）

暴力は、身体だけでなく、精神的にも癒されない傷として長年にわたって影響する人権侵害行為です。配偶者等による暴力の被害者は女性であることが多く、その背景には、性別に関わる固定的な意識、社会的地位や経済力の格差など、男女が置かれている状況に根差した社会的・構造的な問題が存在すると考えられています。

そのため、暴力を許さない人権意識を高めるとともにDV被害者への適切な対応を行うための相談体制や自立支援の取組、若年層への啓発を行っていきます。

### 3 プランの体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 基本的施策 ]

男女にかかわらず  
個性と能力を發揮できる  
男女共同参画社会の実現

I 男女共同参画  
社会に向けた  
意識の向上

1 男女共同参画の理解の促進

2 男女共同参画に関する教育・学習の充実

II あらゆる分野で  
の男女共同参画  
の推進

【稲沢市女性活躍推進計画】

1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

2 安心して子育て・介護ができる環境整備

3 女性への就労支援

4 ワーク・ライフ・バランス  
(仕事と生活の調和)の推進

5 地域活動における男女共同参画の推進

III 男女共同参画の  
視点に立った環  
境の整備

1 生活上の困難を抱える人々への支援

2 生涯を通じた健康づくりの支援

IV 配偶者等に対す  
るあらゆる暴力  
の根絶

【稲沢市DV対策基本計画】

1 DV等に関する啓発活動の推進

2 DV等相談体制の充実

3 DV被害者の保護・自立に向けての支援の充実

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識の向上

## めざす方向

家庭や地域、職場、学校などあらゆる場面において、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もが自らの意思で多様な生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、お互いを尊重し認め合う意識向上に努めます。

## 数値目標

項目		現状値		目標値 (令和9年度)
		年度	数値	
①「社会全体」において男女平等であると考えている市民の割合	男性	令和元年度	19.2%	25%
	女性		11.3%	20%
②「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方に反対・どちらかといえば反対の市民の割合	男性	令和元年度	48.8%	55%
	女性		54.8%	65%

## 1 男女共同参画の理解の促進

男女共同参画社会を実現していく上で、大きな障害の一つとなっている性別に基づく固定的な役割分担意識は、人々の意識の中にいまだ根強く残っています。

男女共同参画を正しく理解してもらうため、男女共同参画に関するイベントの開催や広報紙・ホームページを活用した情報発信により、男女共同参画に関する啓発活動に取り組みます。

取 組	内 容	担当課
男女共同参画に関する情報発信の充実	情報誌の発行や広報紙・ホームページなどへの記事掲載を通じ、男女共同参画に関する情報を広く市民に発信します。	地域協働課
男女共同参画に関するイベント等の開催	男女共同参画に関するイベントや啓発のためのパネル展示を行います。	地域協働課

## 2 男女共同参画に関する教育・学習の充実

「男女共同参画社会」に関する用語の認知度が不足している現状を踏まえ、地域や職場など、様々な場面で男女共同参画について学ぶことができる学習機会の充実に努めます。

また、次世代を担う子たちが、子どもの頃から男女共同参画社会の理解を深め、性別にとらわれることなく、それぞれの個性と能力を伸ばし、健やかに成長できるよう、家庭や学校、地域などが協力して取り組んでいきます。

取 組	内 容	担当課
男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画への理解を深めるため、市民を対象に講座を開催します。また、講座の開催にあたっては男女が共に参加しやすい日時等の設定を行います。	地域協働課
市役所職員への男女共同参画研修の実施	男女共同参画への意識を高めるため、市役所職員への研修を実施します。	地域協働課
出前講座の実施	地域団体や企業などの要望に対し、男女共同参画に関する出前講座を実施します。	地域協働課
学校における男女共同参画教育の推進	キャリア教育や人権教育などを通して、男女平等の大切さを児童・生徒に啓発し、指導の充実を図ります。	学校教育課
男女共同参画に関する図書の実施	男女共同参画に関連する図書や資料の充実を図ります。	図書館
学校図書室における関係図書の充実	男女平等、人権についての児童生徒向けの図書の充実を図ります。	学校教育課
家庭教育の支援	家庭内において、性別によって固定的な役割を決めつける考え方にとらわれることなく、男女平等意識を高める家庭教育を推進します。	生涯学習課

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の推進

### 【稲沢市女性活躍推進計画】

#### めざす方向

出産、子育て、介護等の理由により離職することなく、多様なライフスタイルに応じた働き方の選択ができるように、長時間労働の削減や男性中心型の労働慣行の変革など職場環境整備を促す施策に取り組みます。また、企業や各種団体と連携し、職場における男女共同参画の取組を推進します。

さらに、男女共同参画社会の実現のために、女性活躍推進法の趣旨を踏まえて、あらゆる場での女性の参画の拡大をめざし、男女を問わず仕事と家庭生活を両立しながら活躍できるための環境の整備に取り組みます。

#### 数値目標

項目	現状値		目標値 (令和9年度)
	年度	数値	
①法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合	令和2年度	28.1%	35%
②「職場」において男女平等である と考える市民の割合	男性	19.0%	30%
	女性	13.8%	25%
③行政区における女性区長の割合	令和2年度	5.6%	10%
④まちづくり連絡協議会における女性委員の割合	令和2年度	5.4%	25%
⑤市職員の課長職以上の管理職に占める女性職員の割合	令和2年度	14.8%	22%
⑥ファミリー・フレンドリー登録企業、 えるぼし認定・プラチナえるぼし認定企業、 あいち女性輝きカンパニー認証企業	令和2年度	34社	41社
⑦防災会議における女性の登用率	令和2年度	10.5%	15%
⑧市民活動支援センターにおいて「男女共同参画社会の形成や促進を図る活動」を活動分野とする団体数	令和2年度	3団体	10団体

## 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

政策・方針決定過程への女性の参画は、多様な視点や新たな価値観を、政策や方針に取り入れることが可能となることが期待されます。本市の審議会等における女性委員割合は、全国、愛知県と比べて、低い割合で推移している現状を踏まえ、今後は積極的な女性の登用に努めます。

また、職場や地域活動において、女性が積極的に活躍できるよう啓発・情報提供を行っていきます。

取組	内容	担当課
各種審議会等への女性委員登用促進	各種審議会等における女性委員の割合を増やし、方針・政策決定の場への女性の参画を進めます。	企画政策課 関係各課
女性職員の管理職への登用推進	男女の区別なく個人の能力を評価し、管理職への女性の積極的登用を図ります。	人事課
職場や地域団体などにおける女性の登用促進	職場や地域団体などの方針決定の場への女性の登用の必要性について企業などに啓発を行い、女性の参画を促します。	地域協働課 商工観光課 関係各課

## 2 安心して子育て・介護ができる環境整備

本市の女性の年齢階級別就業率は、30歳代前半に大きく下がるM字カーブの谷は経年の推移をみると浅くなっているものの、雇用形態の「正規職員・従業員」の割合は全国、愛知県と比較して低くなっています。市民意識調査では、「男女共同参画社会」を実現するために、今後、行政が力を入れていくべき施策として、全体では「子育てや介護等であつたん仕事を辞めた人の再就職を支援する」と回答した人の割合が、女性では「子育てや介護中であつても仕事が続けられるよう支援する」と回答した人の割合が最も高くなっています。

こうした現状を踏まえ、男女問わず家事・育児・介護等を担い、働きたい女性が、子育てや介護等との選択を迫られることなく、希望する形で働き続けることができるよう、就業環境の整備に取り組みます。

取 組	内 容	担当課
保育サービスの充実	働く男女を支援するため、一時保育、休日保育、延長保育、病児・病後児保育などの各種保育サービス事業を推進します。	子育て支援課 保育課
ファミリー・サポート・センター事業の推進	仕事と子育ての両立を支援するため、保育などの援助を受けたい人と援助を行いたい人を組織化し、相互援助活動を推進し、会員の確保と適切なコーディネートを行います。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実	仕事等で昼間保護者が家庭にいない小学生を対象に、子どもに適切な遊びと生活の場を提供します。	子育て支援課
各種制度（育児休業・介護休業等）の周知	育児・介護休業制度、パートタイム労働法、ファミリー・フレンドリー企業、再就職支援などの情報収集に努め、広報やホームページなどでPRすることで、制度などの取得・利用を促します。	商工観光課
介護支援事業の充実	要介護者を抱える家庭を支援するため、徘徊高齢者家族支援、認知症介護家族支援などの各種介護支援事業を推進します。	高齢介護課

### 3 女性への就労支援

結婚や出産、介護等により、一時的に就業を中断している女性の職場復帰や再就職支援のため、職業能力向上のための研修や就労に関する相談支援を行います。

また、本市の植木・苗木産業は日本四大生産地として広く知られており、引き続き植木・苗木産業をはじめとした農業の活性化を担う必要がありますので、農業分野における男女共同参画の推進を図ります。

取 組	内 容	担当課
女性の就労支援のための学習機会・相談体制の充実	女性の就労や出産・育児・介護などで退職した女性の再就職を支援するためのワークショップ、セミナー、相談会を開催します。	商工観光課
女性農業者への支援の充実	農業分野における男女共同参画、女性活躍が促進されるよう、希望する女性に対し、就農や農業経営、家族経営協定等の支援を行います。	農務課



## 4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のためには、一人ひとりの意識改革を進めるとともに、長時間労働、転勤など男性中心型労働を見直すことが重要です。

そのため、男女がともにそれぞれの働き方、暮らし方を意識し、子育てや介護など家族・生活と仕事を両立しながら働き続けられるよう、職場における意識改革（働き方改革）を進めるとともに支援する環境づくりを進めます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機としたテレワークやオンラインの活用は多様で柔軟な働き方に新しい可能性をもたらしています。休暇の取得促進や短時間勤務などの制度促進を進め、多様な働き方、効率的な働き方の普及を図ります。

取 組	内 容	担当課
ワーク・ライフ・バランス実現に向けた啓発	県内一斉ノー残業デーを始めとした定時退社や有給休暇の取得促進、愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度の紹介など、企業に対し、仕事と家庭の両立に配慮した働き方に関する啓発を行います。	商工観光課
公共調達における男女共同参画推進企業への優遇策の活用	女性の活躍や子育て支援、ワーク・ライフ・バランス推進等に積極的に取り組む企業を評価する入札、契約制度を活用します。	契約検査課
柔軟な働き方に関する啓発	育児、介護休業制度の利用促進や、短時間勤務、テレワークの導入など、介護や子育てを抱える人が柔軟な働き方に関する啓発を行います。	商工観光課
市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進	特定事業主行動計画に基づき、職員の仕事と家庭の両立や子育てをしやすい職場環境づくりに努めます。	人事課

## 5 地域活動における男女共同参画の推進

本市では、地域活動における女性の参画が進んでいない状況にあります。

こういった状況を踏まえ、男女が性別に関わらず様々な地域活動に参画できるよう、男女共同参画に関する情報提供や学習機会の提供を行います。

また、災害対応時における男女共同参画の視点はますます重要になることから、防災分野における女性参画の拡大、男女共同参画の視点からの災害対応力の強化に努めます。

取 組	内 容	担当課
地域づくり・まちづくり活動における男女共同参画の推進	地区区長会・まちづくり推進協議会などの各地域における団体や組織などへ男女共同参画に関する情報の提供等啓発を行います。	地域協働課
地域防災における男女共同参画の推進	自主防災組織や消防団などに、女性が参画できるよう機会の充実に努めるとともに、男女共同参画の視点を取り入れるため、防災リーダーを育成する講座や防災訓練などへの女性の参加を推進します。	危機管理課 消防本部総務課 地域協働課
男女共同参画の視点からの災害対応力の強化	男女共同参画の視点から災害対応や避難所等の連絡調整を行うため、平常時・災害時を含めて各担当の役割を明確にし、連携が図られるよう努めます。	危機管理課 地域協働課
環境分野における男女共同参画の推進	環境ボランティア「さわやか隊」への女性参加を、稲沢市さわやか隊だより、現会員への呼びかけ等により促進します。	環境保全課
市民活動における男女共同参画の推進	地域における相互扶助を推進するため、男女共同参画に取り組む市民活動団体を育成します。	地域協働課

## 基本目標Ⅲ 男女共同参画の視点に立った環境の整備

### めざす方向

高齢者や障害者、ひとり親家庭、性的少数者（LGBT等）など、生活上の困難に陥りやすい人々に対して、相談をはじめとする各種支援や理解促進のための啓発を行い、安心して暮らせる環境整備に取り組みます。

また、健康診査や相談体制の充実、主体的な健康づくりなどの取組を推進することで、生涯にわたって健康に暮らせる環境整備に努めます。

### 数値目標

項目	現状値		目標値 (令和9年度)
	年度	数値	
①性的少数者（LGBT等）について知っている人の割合	令和元年度	71.5%	80%
②心身ともに健康であると思う市民の割合	令和元年度	61.3%	75%
③子宮頸がん検診受診率	令和元年度	10.4%	15%
④乳がん検診受診率	令和元年度	7.7%	15%

## 1 生活上の困難を抱える人々への支援

ライフスタイルや価値観の多様化などにより、本市においても、ひとり親家庭の世帯が増加しているため、ひとり親家庭が自立して地域で生活できるよう就業相談や経済支援を行います。

また、性的指向・性自認に関すること、障害などによって生活上様々な困難を抱える人々が、安心して暮らし、その意欲と能力に応じて、様々な形で社会に参画することができるよう、生活の自立と安定のための支援を行います。

取組	内容	担当課
相談体制の充実	福祉総合相談、障害者相談、女性悩みごと相談、法律相談等の福祉相談及び子育て総合相談について、それぞれワンストップでの相談を実施します。	福祉課 子育て支援課
ひとり親家庭の就業支援	自立に向けた支援の推進及び母子・父子家庭就業相談を実施します。	子育て支援課

取組	内容	担当課
ひとり親家庭への経済的支援	医療費助成、児童扶養手当、就学援助費等経済的な支援を行います。	国保年金課 子育て支援課 学校教育課
生活困窮者自立相談支援事業の推進	安定した生活を送れるまでの支援として、就労支援や家計相談のほか、各種専門機関の紹介や情報提供などを行います。	福祉課
障害者支援施策の推進	就労を希望する障害者に対し、就労に向けた訓練等を提供する日中活動系サービスを実施し、障害者の就労の場の充実を推進します。	福祉課
介護支援事業の充実【再掲】	要介護者を抱える家庭を支援するため、徘徊高齢者家族支援、認知症介護家族支援などの各種介護支援事業を推進します。	高齢介護課
多様な性に関する理解促進	性的少数者（LGBT等）に対する理解を深めるための啓発を行います。	地域協働課
様々な性を尊重する教育の実施	学校教育の場で、性に関する理解を深めるとともに、様々な性を尊重する意識を育てる教育を実施するよう努めます。	学校教育課

## 2 生涯を通じた健康づくりの支援

生涯にわたって健康で充実した生活を送るため、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持てるよう、個人個人の身体的特性やライフステージに応じた健康づくりを支援します。

取組	内容	担当課
各種がん検診、健康診査、各種健康教室の充実	性差やライフステージに合った、各種がん検診、健康診査、各種健康教室の充実に努めます。	健康推進課
健康に関する相談体制の充実	健康診査事後相談、医師健康相談、食生活相談等、相談体制の充実に努めます。	健康推進課
保健師による家庭訪問の実施	妊産婦の家庭等に保健師が訪問することにより、妊娠中の生活、出産後の育児、保健サービス等について助言、支援します。	健康推進課
健康マイレージ事業の推進	主体的な健康づくりと良好な生活習慣を身に付けてもらうため、愛知県と協働し健康マイレージ事業を推進します。	健康推進課
生涯を通じた健康づくりの支援	健康状況や性差、年齢に応じた運動・スポーツ活動を推進し、生涯を見通した健康な体づくりを支援します。	スポーツ課

## 基本目標Ⅳ 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

### 【稲沢市DV対策基本計画】

#### めざす方向

重大な人権侵害であるDV（ドメスティック・バイオレンス）や性暴力などに対応するため、DVや各種ハラスメントを許さない社会意識の醸成、相談体制の整備などを行い、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、被害者の早期発見、早期対応に取り組むとともに、被害者の安全を最優先とし、安心して生活できるよう支援します。

#### 数値目標

項目	現状値		目標値 (令和9年度)
	年度	数値	
①DV（配偶者等からの暴力）の用語の認知度	令和元年度	86.5%	95%
②DVに関する相談窓口を知っている人の割合	令和元年度	51.4%	80%

### 1 DV等に関する啓発活動の推進

DV等について、人権を侵害する行為であるという理解を深め、その発生の防止、あるいは、早期に発見するため、市民への意識啓発を行います。また、デートDVや性犯罪・性暴力被害から若年層を守るため、教育現場と連携し意識啓発に努めます。

取組	内容	担当課
DV、ハラスメントなどの暴力被害防止に向けた市民への啓発	広報やホームページ、街頭啓発、講座の開催等により、DV等についての正しい知識の普及を図ります。	地域協働課
若年層への性被害の情報提供	デートDVやストーカー被害、若年層が被害に遭いやすいSNSを使った性被害などについての情報提供を行います。	地域協働課 学校教育課

## 2 DV等相談体制の充実

本市における相談窓口の認知度が51.4%と十分であるとは言えない状況であることを踏まえ、DVなどの相談体制を充実させるとともに、市民への周知に努めます。

取組	内容	担当課
DV、ハラスメントなどの相談体制の充実	DVなどの相談体制を充実させ、男女ともに被害者が安心して相談できる体制の充実を図ります。	福祉課 健康推進課
相談窓口の周知	広報やホームページ、リーフレット等により相談窓口の周知を図ります。	地域協働課 福祉課 健康推進課

## 3 DV被害者の保護・自立に向けての支援の充実

関係機関や庁内の連携・協働を強化することで、DV被害者の保護、自立に向けた支援の充実に努めます。

取組	内容	担当課
迅速・円滑な一時保護の実施	警察や県女性相談センター、民間機関等との連携を強化し、被害者の安全確保を最優先して迅速かつ円滑な一時保護を実施します。	福祉課
被害者情報の適正管理	被害者の住所等が加害者に知られることのないよう関係課が連携し、被害者情報の適正管理を図ります。	福祉課 学校教育課 市民課
自立に向けた生活支援	各種手当での支給や就業支援、各種福祉サービスの提供により、自立に向けた支援を行います。	福祉課 子育て支援課 保育課 高齢介護課
健康に対する支援	被害者が医療機関等で健康回復のために適切な支援を受けられるよう相談支援を行います。	健康推進課
子どもに対する支援	教育委員会、児童相談センター等と連携し、子どもの支援を行います。	子育て支援課 学校教育課



# 第5章

## プランの推進

### 1 推進体制

本プランを実効性のあるものとし、着実に施策を推進していくために、次のような推進体制を整え、事業を推進していきます。

#### (1) 庁内の推進体制

庁内関係課との連携を強化し、全庁的な取組を推進するため、関係各課で組織する「稲沢市男女共同参画推進連絡会議」を適宜開催します。その際、関係課に事業の実施状況等の報告を求めるとともに、必要に応じてヒアリングを実施しながら、それぞれの施策に対する取組状況の把握と情報の共有に努めます。

また、各種施策に男女共同参画の視点を取り入れることができるよう、研修などを通じて職員への意識啓発に努めます。

#### (2) 市民・関係団体等と連携した推進

市民自らが家庭や地域、職場などあらゆる場面において男女共同参画社会の実現に向けた行動をとることができるよう、広報掲載、リーフレットの配布、セミナー開催等による啓発を推進します。

また、広く市民の意見を施策に反映させるために、学識経験者、関係団体の代表者・公募市民で組織する「稲沢市男女共同参画審議会」を適宜開催し、計画の進捗状況の把握や事業推進に対する提言ができる場を設けます。

#### (3) 国・県・他市町村の情報収集及び連携

国や県、他市町村における取組の情報収集に努め、連携しながら計画を推進していきます。

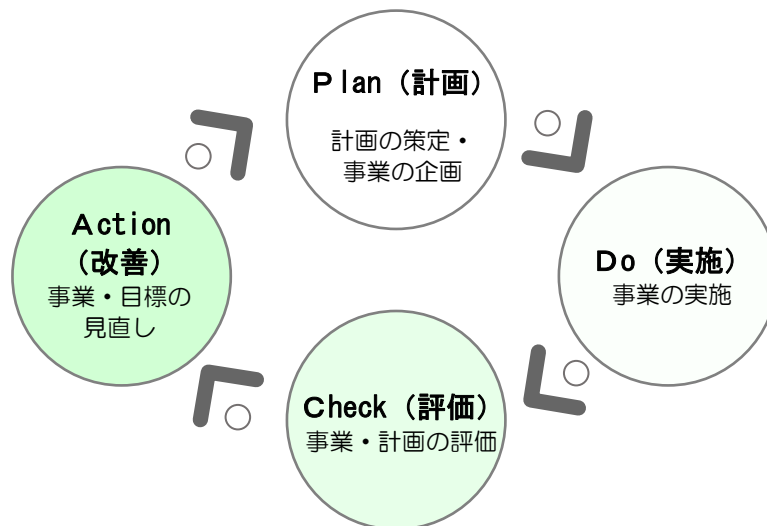
## 2 進行管理

担当課による事業報告及び実績値の把握により進捗状況を管理していきます。

プランの進捗状況は稲沢市男女共同参画審議会に報告し、審議会委員からの提言を、各担当課にフィードバックすることで意識啓発、事業内容の改善、充実に活かしていきます。

進捗管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、「PLAN（計画）」「DO（実施）」「CHECK（評価）」「ACTION（改善）」のサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを年度ごとに繰り返していきます。

【PDCAイメージ】





### 3 数値目標一覧

体系 番号	項目	現状値		目標値 (令和9年度)	
		年度	数値		
I-①	「社会全体」において男女平等であると考える市民の割合	男性	令和元年度	19.2%	25%
		女性		11.3%	20%
I-②	「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方に反対・どちらかといえば反対の市民の割合	男性	令和元年度	48.8%	55%
		女性		54.8%	65%
II-①	法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合		令和2年度	28.1%	35%
II-②	「職場」において男女平等であると考え市民の割合	男性	令和元年度	19.0%	30%
		女性		13.8%	25%
II-③	行政区における女性区長の割合		令和2年度	5.6%	10%
II-④	まちづくり連絡協議会における女性委員の割合		令和2年度	5.4%	25%
II-⑤	市職員の課長職以上の管理職に占める女性職員の割合		令和2年度	14.8%	22%
II-⑥	ファミリー・フレンドリー登録企業、えるぼし認定・プラチナえるぼし認定企業、あいち女性輝きカンパニー認証企業		令和2年度	34社	41社
II-⑦	防災会議における女性の登用率		令和2年度	10.5%	15%
II-⑧	市民活動支援センターにおいて「男女共同参画社会の形成や促進を図る活動」を活動分野とする団体数		令和2年度	3団体	10団体
III-①	性的少数者（LGBT等）について知っている人の割合		令和元年度	71.5%	80%
III-②	心身ともに健康であると思う市民の割合		令和元年度	61.3%	75%
III-③	子宮頸がん検診受診率		令和元年度	10.4%	15%
III-④	乳がん検診受診率		令和元年度	7.7%	15%
IV-①	DV（配偶者等からの暴力）の用語の認知度		令和元年度	86.5%	95%
IV-②	DVに関する相談窓口を知っている人の割合		令和元年度	51.4%	80%



# 参考資料

## 1 男女共同参画社会基本法

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条－第十二条）

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条－第二十条）

#### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条－第二十八条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号  
最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制

度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的

協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。  
2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。  
一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

- 第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

- 第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

#### 附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

- 第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

- 第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

#### 附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号  
最終改正：令和元年6月26日法律第46号

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条・第二条）

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 （第二条の二・第二条の三）

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条 一第五条）

#### 第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

#### 第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

#### 第五章 雑則（第二十三条―第二十八條）

#### 第五章の二 補則（第二十八條の二）

#### 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及

ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

#### （基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者

の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの

暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
  - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必

要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その



生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大  
きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、  
その生命又は身体に危害が加えられることを防  
止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対  
する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、  
被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された  
場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下こ  
の条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一  
項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事  
項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる  
事項については、申立ての時ににおいて被害者及び  
当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、  
被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠と  
している住居を除く。以下この号において同  
じ。）その他の場所において被害者の身辺につ  
きまとい、又は被害者の住居、勤務先その他そ  
の通常所在する場所の付近をはいかいしては  
ならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、  
被害者と共に生活の本拠としている住居から  
退去すること及び当該住居の付近をはいかい  
してはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号  
の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判  
所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体  
に危害が加えられることを防止するため、当該配  
偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の  
規定による命令の効力が生じた日から起算して六  
月を経過する日までの間、被害者に対して次の各  
号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを  
命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような  
事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこ  
と。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得  
ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファ  
クシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子  
メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から  
午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシ  
ミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを  
送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌  
悪の情を催させるような物を送付し、又はそ  
の知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り  
得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しく  
はその知り得る状態に置き、又はその性的羞  
恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、  
若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者が  
その成年に達しない子（以下この項及び次項並び  
に第十二条第一項第三号において単に「子」とい  
う。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年  
の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っている  
ことその他の事情があることから被害者がその同  
居している子に関して配偶者と面会することを余  
儀なくされることを防止するため必要があると認  
めるときは、第一項第一号の規定による命令を発  
する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立て  
により、その生命又は身体に危害が加えられるこ  
とを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効  
力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力  
が生じた日から起算して六月を経過する日までの  
間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠  
としている住居を除く。以下この項において同  
じ。）、就学する学校その他の場所において当該子  
の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学す  
る学校その他その通常所在する場所の付近をはい  
かいしてはならないことを命ずるものとする。た  
だし、当該子が十五歳以上であるときは、その同  
意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が  
被害者の親族その他被害者と社会生活において密  
接な関係を有する者（被害者と同居している子及  
び配偶者と同居している者を除く。以下この項及  
び次項並びに第十二条第一項第四号において「親  
族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又  
は乱暴な言動を行っていることその他の事情があ  
ることから被害者がその親族等に関して配偶者と  
面会することを余儀なくされることを防止するた  
め必要があると認めるときは、第一項第一号の規  
定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、  
被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害  
が加えられることを防止するため、当該配偶者に  
対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定に  
よる命令の効力が生じた日から起算して六月を経  
過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶  
者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下  
この項において同じ。）その他の場所において当該  
親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住  
居、勤務先その他その通常所在する場所の付近を

はいかいはならないことを命ずるものとする。  
5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有

無及びその事実があるときは、次に掲げる事項  
イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は

相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所が

これを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。  
（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条

第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その

安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都

道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
  - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号)抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### 附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

#### 附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及

び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号  
最終改正 令和元年 6 月 5 日同第 24 号

#### 目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
  - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
  - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
  - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
  - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

##### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、

又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

##### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

##### （事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女



性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は

市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で

定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その

申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中

小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又

は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

## 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
  - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した

者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則

(平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公

布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 附 則

(令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



## 4 稲沢市男女共同参画審議会設置要綱

昭和63年8月1日

施行

改正 平成30年4月1日

(設置)

第1条 男女共同参画に関する諸問題の把握と施策のあり方について意見を聴し、男女共同参画行政施策の企画とその推進に資するため、稲沢市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づき、男女共同参画社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、その選出は委員の互選による。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、市長が会議を招集する。

(1) 最初の会議を招集するとき。

(2) 会長及び副会長が欠けたとき。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市長公室地域協働課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、昭和63年8月1日から施行する。

2 この要綱施行後、最初に指名される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、昭和65年3月31日までとする。

(任期の特例)

3 祖父江町及び平和町の編入の日の前日において、第3条第2項の規定により委嘱されている委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 5 稲沢市男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略)

氏名	役職	所属団体等
江草 普二	会長	名古屋文理大学 准教授
真下 あさみ	副会長	愛知文教女子短期大学 准教授
後藤 恵美	委員	稲沢商工会議所女性会 会長
牛嶋 みゆき	委員	稲沢市連合婦人会 副会長
佐久間 春生	委員	稲沢市ボランティア・市民活動連絡会 会長
吉次 栄子	委員	女性団体
犬飼 祐香	委員	公募委員
大谷 淳子	委員	公募委員
中島 雄太	委員	公募委員
松崎 伯	委員	公募委員

## 6 策定経緯

### 令和元年度

日付	内容
6月20日	第1回 男女共同参画審議会 ・次期男女共同参画プラン策定スケジュール（案）について
7月30日	稲沢市男女共同参画推進連絡会議 ・次期男女共同参画プラン策定について
8月15日	稲沢市男女共同参画推進研究部会 ・次期男女共同参画プラン策定について
8月28日	第2回 男女共同参画審議会 ・次期男女共同参画プラン策定について ・男女共同参画意識に関する市民アンケート調査（案）について
11月14日	第3回 男女共同参画審議会 ・男女共同参画意識に関する市民アンケート調査（案）について
12月16日～ 1月17日	アンケート調査の実施 ・調査対象：2,500人 ・有効回答数：1,286人 ・有効回答率：51.4%

### 令和2年度

日付	内容
7月29日	第1回 男女共同参画審議会 ・男女共同参画社会づくり市民意識調査結果について ・次期男女共同参画プラン策定について
9月30日	第2回 男女共同参画審議会 ・「(仮称)いなざわ男女共同参画プランⅢ」(案)の策定について
12月1日	関係各課策定検討会 ・「(仮称)いなざわ男女共同参画プランⅢ」(案)の策定について
12月23日	第3回 男女共同参画審議会 ・「(仮称)いなざわ男女共同参画プランⅢ」(案)の策定について
1月8日	関係各課策定検討会（文書回議）
1月18日～ 2月16日	パブリックコメントの実施
2月24日	関係各課策定検討会（文書回議）
3月2日	第4回 男女共同参画審議会 ・パブリックコメント実施結果の報告 ・「いなざわ男女共同参画プランⅢ」(案)の策定について

## 7 男女共同参画関係年表

	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	稲沢市の動き	
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際婦人年(目標：平等、発展、平和)</li> <li>国際婦人年世界会議(メキシコシティ)</li> <li>「世界行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題企画推進本部設定</li> </ul>			
国連婦人の10年	1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ILO(国際労働機関)に婦人問題担当室を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題企画推進本部設定</li> </ul>		
	1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人の生活実態と意識に関する調査報告書」作成</li> </ul>	
	1978年 (昭和53年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画」第1回報告書発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「愛知県地方計画・推進計画'78~'80」に婦人の項目を設ける</li> </ul>	
	1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>			
	1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の10年」一平等、発展、平和一中間年世界会議(コペンハーゲン)</li> <li>「国際婦人の10年後半期行動プログラム」採択</li> </ul>			
	1981年 (昭和56年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画後期重点目標」策定</li> </ul>		
	1982年 (昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>「第5次愛知県地方計画」に婦人部門を位置づける</li> </ul>	
	1984年 (昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の10年」一平等、発展、平和の成果を検討し、評価するための世界会議のためのエスキャップ地域会議(東京)</li> </ul>			
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の10年」一平等、発展、平和ナイロビ世界会議(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女雇用機会均等法」の公布</li> <li>「女子差別撤廃条約」批准</li> </ul>			
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大、任務を拡充</li> <li>婦人問題企画推進有識者会議開催</li> <li>男女雇用機会均等法施行・国民年金法の一部改正施行</li> </ul>			

	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	稲沢市の動き
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> <li>婦人問題企画推進本部参与拡充</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会事務局に「婦人青少年室」を設置</li> </ul>
1988年 (昭和63年)				<ul style="list-style-type: none"> <li>「稲沢市婦人問題懇話会」を設置</li> <li>「婦人青少年室」を廃止し、「婦人少年課」を設置</li> <li>「女性の生活の実態と意識に関する調査」実施</li> </ul>
1989年 (平成元年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必須等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「愛知県21世紀計画」に女性部門を位置づける</li> <li>「あいち女性プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性の生活の実態と意識に関する調査」実施</li> </ul>
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連婦人の地位委員会拡大会期</li> <li>国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性の生活の実態と意識に関する調査」実施</li> </ul>
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定</li> <li>「育児休業法」の公布(施行1992)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性総合センター基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性の生活の意識に関する調査」実施</li> </ul>
1992年 (平成4年)				<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性の生活の意識に関する調査」実施</li> </ul>
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」の採択</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性の生活の意識に関する調査」実施</li> </ul>
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ)</li> <li>「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画室設置</li> <li>男女共同参画審議会設置(政令)</li> <li>男女共同参画推進本部設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「あいち農山漁村女性プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性の生活の実態と意識に関する調査」実施</li> <li>「稲沢市婦人問題懇話会」を「稲沢市女性問題懇話会」に改称</li> <li>「婦人青少年課」を「女性青少年課」に改称</li> </ul>
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動(北京)</li> <li>「北京宣言及び行動綱領」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性団体・グループの活動状況実態調査」実施</li> </ul>
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進連携会議発足</li> <li>「男女共同参画2000年プラン」策定</li> </ul>		

	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	稲沢市の動き
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画審議会設置（法律）</li> <li>「男女雇用機会均等法」の改正</li> <li>「介護保険法」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「あいち男女共同参画2000年プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性の生活の実態と意識に関する調査」実施</li> </ul>
1998年 (平成10年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>「愛知2010計画」策定（分野別計画に男女共同参画を位置づけ）</li> </ul>	
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>エスカップハイレベル政府間会議（バンコク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画社会基本法」制定</li> <li>「改正労働基準法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「北陸・東海・近畿地区男女共同参画推進知育会議」を総理府と共催で実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いなざわ男女共同参画プラン」の策定</li> <li>「女性青少年課」と「社会教育課」を統合し、「生涯学習課」を設置</li> </ul>
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連特別総会「女性2000年会議」開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画基本計画」策定（12月）</li> </ul>		
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画会議設置と男女共同参画局設置</li> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」制定</li> <li>第1回男女共同参画週間</li> <li>「仕事と子育ての両立支援策の方針について」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」策定</li> </ul>	
2002年 (平成14年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県男女共同参画推進条例制定</li> </ul>	
2003年 (平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約実施状況第4、5回報告審査開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」</li> </ul>		
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」</li> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正（第1次改正）及び同法に基づく基本方針策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定</li> </ul>	
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）開催（ニューヨーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」制定</li> <li>「男女共同参画基本計画(第2次)」策定</li> <li>「女性の再チャレンジ支援プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「あいち子育て・子育て応援プラン」策定</li> <li>「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「稲沢市女性問題懇話会」を「稲沢市男女共同参画審議会」に改称</li> <li>「男女共同参画に関する」市民意識調査」実施</li> </ul>

	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	稲沢市の動き
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（東京）、「東京閣僚共同コミュニケ」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」</li> <li>「男女雇用機会均等法」改正</li> <li>東アジア男女共同参画担当大臣会合開催</li> <li>「女性の再チャレンジ支援プラン」改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」改定</li> </ul>	
2007年 (平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（ニューデリー）、「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正（第2次改正）</li> <li>「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「いなざわ男女共同参画プランⅡ」の策定</li> </ul>
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）」策定</li> </ul>	
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約実施状況第6回報告審査開催</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画に関する市民意識調査」実施</li> </ul>
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第54回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」記念会合）開催（ニューヨーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第3次男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>		
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UNWomen）」正式発足</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「あいち男女共同参画プラン2011-2015」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いなざわ男女共同参画プランⅡ」の第1次中間改訂</li> </ul>
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財団法人あいち男女共同参画財団から公益財団法人あいち男女共同参画財団に名称変更</li> </ul>	
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる</li> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）第3次改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（3次）」策定</li> </ul>	



	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	稲沢市の動き
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「日本再興戦略」改定2014（平成26年6月14日閣議決定）に『女性が輝く社会』の実現が掲げられる</li> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）第3次改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画室を廃止し、男女共同参画推進課を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画に関する市民意識調査」実施</li> </ul>
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第59回国連婦人の地位委員会/「北京十20記念会合」（ニューヨーク国連本部）</li> <li>国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択、17の目標と169のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs）」を設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定</li> <li>「第4次男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>		
2016年 (平成28年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>「あいち男女共同参画プラン2020」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いなざわ男女共同参画プランⅡ」の第2次中間改訂</li> </ul>
2018年 (平成30年)				<ul style="list-style-type: none"> <li>「教育委員会事務局生涯学習課」から「市長公室地域協働課」へ所管を移管</li> </ul>
2019年 (平成31年・令和元年)				<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画に関する市民意識調査」実施</li> </ul>
2020年 (令和2年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「第5次男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>		
2021年 (令和3年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>「あいち男女共同参画プラン2025」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いなざわ男女共同参画プランⅢ」の策定</li> </ul>

## 8 用語解説

### 【あ行】

#### あいち女性輝きカンパニー

女性の活躍推進に向けた取組を積極的に実施する企業等を愛知県が認証するもの。

#### M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30代を谷とし、20代後半と40代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

結婚や出産を機に労働市場から離れる女性が多く、子育てが一段落すると再び就職するという特徴があるためこのような形となる。

#### LGBT

LGBTとは「Lesbian」(レズビアン、女性同性愛者)、「Gay」(ゲイ、男性同性愛者)、「Bisexual」(バイセクシュアル、両性愛者)、「Transgender」(トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致)の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の一部の人々を指した総称。

#### えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業

女性活躍推進法に基づき行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性活躍に関する取組の実施状況等が優良で厚生労働大臣の認定を受けた企業のこと。

### 【か行】

#### 家族経営協定

経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分発揮できるよう、農業経営を担っている世帯員相互の労働条件等のルールを文書にして取り決めたもの。

#### キャリア教育

将来、社会的、職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための勤労観や職業観を育てる教育のこと。

#### 固定的性別役割分担意識

男性、女性という性別を理由として、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等、男性・女性の役割を固定的に決めること。

### 【さ行】

#### ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作りあげられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー)という。

## 審議会等

地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく地方公共団体の審議会等のこと。

## 【た行】

### 男性中心型労働慣行

勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間労働や転勤を当然とする男性正社員を前提とした働き方、及び家計補助的な非正規雇用などを特徴とする既婚女性の働き方のこと。

### テレワーク

情報通信機器等を活用し、時間や場所の制約を受けず、柔軟に仕事をする遠隔型の就労形態働のこと。

### DV（ドメスティック・バイオレンス）・デートDV

配偶者（事実婚、別居を含む）やパートナーなど親密な関係にある、またはあった人から振られる暴力のこと。暴力には殴る蹴るなどの身体的暴力のみならず、大声で怒鳴る、外出や交友関係を制限する、生活費を渡さない、性行為を強要するといった精神的苦痛や経済的抑圧なども含まれる。なかでも中高生の若い方々のDVをデートDVという。

## 【は行】

### ファミリー・サポート・センター事業

地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助け合う事業のこと。

### ファミリー・フレンドリー企業

社員が仕事と生活の調和を図ることができるよう積極的に取り組んでいる企業。  
愛知県ではワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む企業を奨励し、その取組を広く紹介するため、登録制度を設けている。

### 節目女性健康診査（骨・歯）

検診時に、40・45・50・55・60・65・70歳の市内在住の女性を対象に、予約制で骨粗しょう症検診、歯科健康診査、歯科保健指導を実施するもの。

### 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業のこと。

### ポジティブ・アクション

個々の企業において、固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、営業職に女性はほとんど配置されていない、課長以上の管理職は男性が大半を占めている等の差が男女労働者の間に生じているとき、それを解消しようと、企業が行う自主的かつ積極的な取組のこと。

## 【わ行】

### ワーク・ライフ・バランス

仕事と私生活とのバランスの取れたライフスタイルのこと。

そのことにより、労働者には家庭や地域活動などに参加できる機会が与えられ、事業者にとっても生産性の向上、優秀な人材の確保などにつながるとされる。

## いなざわ男女共同参画プランⅢ

---

令和3年3月

発行：稲沢市 市長公室 地域協働課

〒492-8269 愛知県稲沢市稲府町1

電話：0587-32-1146

F A X：0587-23-1489